

三 対インド施策

729 昭和16年12月19日 在独国大島大使より

東郷外務大臣宛電報)

対米英開戦に際しチャンドラ・ボースより日本によるインド独立宣言要望について

ベルリン 12月19日後発
本省 12月20日前着

第一四九二號(館長符號扱)

往電第五三一號ニ關シ

一、其ノ後加瀬ヲシテ「ボース」及「ウエアマン」ト隨時聯絡セシメ居ル處十八日「ボ」ノ加瀬ニ語ル所要旨左ノ通

リ

(イ)日本軍ノ對英米戰爭ニ於ケル赫々タル戰果ハ印度ニモ大ナル影響ヲ及ホシタルコト明カナルカ同時ニ印度人ハ英ノ宣傳モアリテ日本ニ對スル脅威モ感シ居ルモノト思考ス從テ此ノ際日本ハ印度ニ對シ何等政治的野心ナク印度人ヲ英ノ壓迫ヨリ解放スルモノナルコトヲ適

當ノ方法ニテ強調セラルコト機宜ニ適スルモノト存ス

(ロ)獨軍トシテハ莫斯科陥落ノ後ニハ獨政府ノ印度自治又ハ獨立宣言ヲ行ハシムルコトニ打合ヲ了シアリタルカ東部戰線ノ狀況變化セルニ依リ右ハ一應無期延期トナレリ然レ共右ハ日本ノ對英米戰ノ開始前ノ話ニテ今日ニ於テハ情勢全ク變化セル次第ナレハ自分トシテハ一刻モ早ク日獨伊三國ニテ印度獨立宣言ヲ實行サレンコトヲ希望ス

二、右「ボ」ノ意見中獨立宣言ニ付テハ過早ニ之ヲ行フニ於テハ却テ逆效果ヲ生スヘク獨ノ近東進出トモ睨合セ最モ

效果的ニ之ヲ行フノ要アリ當方トシテハ獨側ト充分協議致度キ意嚮ナル處對印方針ニ付テハ本省ニ於テモ御研究中ノコト存スルニ付當方ニテ心得ヘキ義モアラハ折返シ回電アリタシ



730 昭和16年12月20日 在伊国堀切大使より

東郷外務大臣宛(電報)

伊国在住インド独立運動家より日印協力提議
について

ローマ 12月20日後発
本省 12月21日後着

第八三三號(館長符號扱、大至急)

往電第八三三號ニ關シ
伯林ヨリ歸來セル「シュダイ」本二十日安東ヲ來訪シ語ル

處左ノ通り

本日ヨリ猛烈ニ對印度「ラジオ」放送ヲ開始セルカ内容ハ
全部日本ニ關シ日本ノ勝利ハ印度ノ開放ヲ意味スルモノニ
シテ印度人ハ日本ノ指導下ニ充分之ト協力シ英ト鬪フヘキ
ナリ今次戰爭ハ英米ノ「プロボケイション」ニ依リテ發生
セルモノナリトノ趣旨ヲ以テセリ

731 昭和17年1月5日 在独國大島大使より

東郷外務大臣宛(電報)

自決権尊重共同宣言による対インド工作につ
き独伊両国との協議開始方意見具申

ベルリン 1月5日後発

本省 1月6日前着

第一七號(館長符號扱)

往電第一三號ニ關シ

伯林ニ於テハ獨高官連ヨリ非常ナ歡迎ヲ受ケ其ノ際多額ノ
金ヲ以テ自分ノ協力ヲ希望セラレタルモ自分ハ金ノ爲ニハ
動カス自分ノ信念ニテ働くモノナルヲ以テ金ハ辭退シタル
カ協力ハ辭セス獨ノ對印度宣傳ハ「スチフ」ニシテ餘り氣

右會談ノ際「リ」外相ヨリ自分ハ既ニ日本ノ參戰以前ヨリ
「ボース」、「グラン、ムフチ」、「ガイラニ」等ニモ面會シ

ニ入ラス種々注意ヲ與へ置ケリ伯林ニテハ貴官ノ紹介ニ依
リ大使及加瀬參事官ニモ面會シ獨立宣言ノ協力ニ付強調シ
置ケリ大島大使ヨリモ東京ニ電報アリタル筈ナリ印度人ト
シテハ獨逸ヨリモ日本ニ親シミヲ持ツコト當然ニシテ自分
ハ干渉ヲ受ケス活動シ易キ當地ニテ自己ノ信念ノ下ニ印度
ト日本トノ協力ニ最モ重點ヲ置キツツ工作ヲ進メタシト考
ヘ居レリ從ツテ一月ノ對印度工作羅馬會議ニハ貴官二月ノ
伯林會議ニハ加瀬參事官ノ出席ヲ希望シ居レリ

對印度及「アラビア」政治工作ニ關シ研究シ居リタルカ愈々日本ノ印度ニ對スル壓力カ加ハリ來レル際ニテモアリ適當ノ時機ニ日獨伊三國同盟ノ精神ニ基キ英ノ桎梏下ニ在ル諸民族ノ開放ニ同情ト援助ヲ惜マサルヘク特ニ印度人及「アラビア」人ノ自決權(Selbstbestimmungsrecht)ヲ尊重スヘキ旨ノ聲明ヲ發スルコト然ルヘシト思考スト述ヘタルニ依リ本使ハ本國政府ノ意嚮ハ承知セサルモ私見トシテモ英カ印度ノ確保ニ狂奔シ居ル際日獨伊カ協力シテ極力印度内部ノ攬亂工作ヲ試ミルコトハ當然ナリ但シ右ハ印度ノ將來ノ處分問題トハ無關係ト思考スト述ヘタルニ「リ」ハ右ハ勿論ニシテ「ヒ」總統カ屢々貴大使ニ言明セラレタル如ク戦後獨逸ハ阿弗利加植民地ヲ回復スル他主力ヲ以テ歐露ノ經營ニ當ルヘク東洋ハ日本ニ委ス考ヘニシテ差當リハ戰爭ニ勝ツ爲各種ノ對印謀略ヲ日本ト共同施行シタシトノ意味ナリト述ヘタリ

(2) 然ルニ四日歸伯後伊宛客年貴電第三四九號ニ依レハ印度工作ハ時機尙早ニシテ我方ノ實力カ同方面ニ及フ迄ハ之ヲ施行セサル御考ヘノ如クナルカ元來斯ル政治的謀略ハ軍事行動ニ先立チ之ヲ施行シ以テ軍ノ作戰ヲ容易ナラシムルコト

ニ意義アリト信ス又獨伊ニ對スル工作ニ依リ我方ノ將來ヲ拘束スルト云フカ如キハ餘リニ自信ナキ杞憂ト云ハサルヲ得ス尙對印工作ニ於テ我方カ主動的地位ニ立ツトノ意見ニ付テモ其ノ具體的內容ヲ示シタキ處要ハ大東亞ノ處分ニ付テ帝國カ主動的立場ニ立ツヘキモノニシテ若シ戰勝ヲ得ル爲ノ共同動作ニ依リ帝國カ此ノ地位ヲ喪失スルカノ如キ懸念ヲ抱カルルコトアリトセハ是レ帝國ノ地位ヲ自ラ輕ンヌルモノナリ若シ夫レ將來ノ印度處分ニ關シ我方ノ具體的意圖御來示アラハ獨側ヲシテ之ヲ承認セシムルコト難事ニ非スト信ス獨側ノ情報及「ボース」カ屢加瀨ニ語ル所ニ依レハ英カ總ユル努力ヲ拂ヒ樞軸國カ印度ヲ占領スルノ危險ヲ印度人ニ宣傳シツツアル時機ナルヲ以テ速ニ印度ニ對シ三國ノ欲スル所ハ印度ノ解放ニ在ル趣旨ヲ印度人ニ徹底セシムルコト刻下ノ急務ニシテ之力爲獨伊ノ力ヲモ利用スルコト有效ニシテ(貴電ノ如ク獨立ナル語ヲ避ケルコトハ可ナリ)直ニ獨伊トノ間ニ話合ヲ開始スルノ要アリト信ス本件ニ關シテハ既ニ本使ヨリ客年往電第一四九二號等ヲ以テ稟請セルニ對シ何等御回電ニ接セス今日ニ及シテ猶前記伊宛貴電ノ如ク無爲退嬰ニ流ル時ハ遂ニ時機ヲ失スルノ惧極

メテ大ナリ就テハ本問題ニ關シ御再考ノ上速ニ具體的方針

ヲ御決定御電示アリタシ

當地陸海軍ニモ示セリ

本電陸海軍大臣、兩總長ニモ示サレタシ

伊ヘ轉電セリ

~~~~~

732 昭和17年1月7日 在伊国堀切大使より

東郷外務大臣宛電報

インド独立秘密放送の内容を伊国在住インズ

独立運動家より聞込みについて

ローマ 1月7日後発

本省 1月8日前着

第九號(館長符號扱)

六日安東ヲ來訪セル「シェダイ」ハ去ル二十四日「フマラ」放送(所謂「ヒマラヤ」祕密放送)ヲ以テ左記要領ヲ放送スル旨述ベタリ

印度ノ運命ハ馬來半島ノ「ジヤングル」ノ内ニ於テ決定サレツツアリ英ハ米ヲ伴ヒテ日本ヲ破碎セントセルモ勇敢ナル日本國民カ亞細亞ニ於ケル英米ノ霸權ニ挑戰スルトハ豫

見セサリシモノナリ今次戦争ニ若シ日本カ破レンカ印度ハ

永久ニ英帝國主義ノ下ニ組ミ敷カレ亞細亞民族ハ英米ノ奴隸トナルヘシ茲ニ於テ自由印度中央會ハ太平洋方面ノ印度

人力自由印度軍(Free Hindustan Army)ニ參加シ日本軍ト共ニ英米ト戰フヘキヲ勸告ス日本政府ハ右印度軍ノ遠征ニ與

フ限り便宜ヲ供與スヘキコトヲ信ス在日本印度人首領ハ右軍編成ニ全力ヲ盡スヘシ右任務ニ付「プラタブ」(Bhai Raja Mohindra Pratap)及「ボーザ」(Bhai Rash Bihari Bose)

ヲ任命ス各人ハ其ノ個人的爭ヒ嫉視ノ如キヲ忘却スヘシ上海、日本、馬尼刺、香港其ノ他ニ在ル自由印度黨(Karti Kisan Party)員ハ自由印度軍ニ志願シ「ア」「ボ」と協力スベキコトヲ命ス「ア」ニ對シテハ世界聯盟ト云フ如キ思想ヲ排除シ又「ボ」ニ對シテハ些小ナル爭フ止メンコトヲ勸告ス又自由印度中央委員會ハ在日本印度人首領カ日本政府ニ印度獨立宣言ヲ爲シ其ノ領土保全ノ保證ヲ爲サンコトヲ請願スヘキヲ委嘱ス歐洲ニ於テハ Sirdar Ajit Sujit Sahib カ同様獨伊政府ニ請願スヘキヲ委嘱ス吾人ハ印度兵士カ其ノ敵ヲ援助スルコト無ク日獨伊各國軍ニ對シ武器ヲ放棄シ更ニ之等ヲ援助センコトヲ勸告ス云々

「シェーダイ」ハ尙右ヲ在京「ボセ」「プラタブ」ニ御傳達相成様希望シタルヲ以テ可然御取計ヲ請フ  
獨ヘ轉電セリ

733 昭和17年1月7日

在伊國堀切大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

~~~~~

伊国在住インド独立運動家よりインド独立保

障宣言の緊急実施を要請について

ローマ 1月7日後発
本省 1月8日前着

第一〇號(館長符號扱)

往電第九號會談ノ際「シェーダイ」ハ自身ノ意見ナリトシテ
安東ニ對シ日本ノ對「アングロサクソン」宣戰ト共ニ印度

獨立宣言ノ必要ハ緊急トナリタリ右遷延ハ日獨伊ノミナラ
ス印度ヘモ有害ナリト思考ス英側ハ樞軸側ハ印度占領ノ意
思アリト宣傳シ居ルヲ以テ戰局ノ推移ニ伴ヒ日本軍ノ「ベ
ンガル」「マド拉斯」方面ニ上陸セル際印度獨立ノ保障ナ
クシテ同地方ヲ占領センカ情勢ハ相違スヘシ樞軸側ニ於テ
日和見的態度ヲ持シ居ラハ全印度ハ英側ノ宣傳ニ從ヒ英米

蘇ト共ニ反樞軸トナルヘク現在樞軸側ト協力シツツアル印
度獨立志士ハ爲ス所ナカルヘシ又若シ近々右宣言行ハレン
カ印度内外ノ志士ハ全幅的ニ樞軸ト協力シ戰フヘシト述ヘ
タルヲ以テ一應聽取シ置キタリ

獨ヘ轉電セリ

734 昭和17年1月7日

在伊國堀切大使より
東郷外務大臣宛(電報)

~~~~~

### インド独立に関する共同宣言の早期実施を伊

#### 国側より要望について

ローマ 1月7日後発  
本省 1月8日前着

第一一號(館長符號扱)

六日「ブルナス」ハ安東ニ對シ印度獨立宣言問題ニ關シ曰  
本政府ノ意嚮如何ト質シタルヲ以テ客年貴電第三四九號ノ  
趣旨ヲ然ルヘク答ヘタル處「ブ」ハ右ニテハ手遲レトナル  
コトヲ惧ル若シ何等獨立宣言ノ保障ナクシテ緬甸占領等ノ  
コトアルニ於テハ左ナキタニ英米ノ宣傳ニ動カサレ易キ印  
度大衆カ反日反樞軸ト化シ獨立運動者カ手ヲ下ス術ナキニ

### 三 対インド施策

至ルコトハ甚々面白カラスト思考スル旨述へタルヲ以テ安東ハ日本政府ノ根本方針カ印度解放ニ在ルハ疑ヲ容レス唯過早ニ共同獨立宣言ヲ爲シ却テ英米宣傳ノ乘スル所トナリ而モ實質的ニ印度ヲ援助シ得サル如キコトヲ希望セサルニ過キナルモノト思考スル故印度獨立宣言問題ニ關スル三國協定ノ方針ニ付テハ例へハ印度ノ運命ハ印度人自ラ決定スト言フ形ニ於テ何等カ考慮シ得ヘキニアラスヤト思考スル旨私見トシテ述へ置キタリ

獨ヘ轉電セリ

…………

735 昭和17年1月10日 大本營政府連絡會議決定

#### 「情勢ノ進展ニ伴フ當面ノ施策ニ關スル件」

● 情勢ノ進展ニ伴フ當面ノ施策ニ關スル件

情勢ノ進展ニ伴ヒ昭和十六年十一月十三日決定「對米英蘭蔣戰爭終末促進ニ關スル腹案」ニ基キ差當リ左記施策ヲ強化ス

一、米英等ノ敵國

米英等ノ敵國ニ對シテハ國內ニ厭戰氣分ヲ醞釀シ以テ繼

戰意志ヲ喪失セシムルニ努ム

之力爲特ニ作戰ト呼應シ各種宣傳ヲ強化ス

### 二、印度

英米トノ交通遮斷竝ニ對英協力ノ拒否及反英運動ノ積極化ヲ目標トシ作戰ノ進展ニ伴ヒ逐次施策ヲ強化ス

本施策ハ大本營之ニ任シ關係各機關之ニ協力ス

### 三、濠洲（「ニュージーランド」ヲ含ム）

南方作戰ノ進捗、英米トノ交通遮斷等對濠重壓ノ態度ヲ強化シツツ濠洲ヲ英米ノ羈絆ヨリ離脱セシムルニ努ム

本施策ハ大本營之ニ任シ關係各機關之ニ協力ス

### 四、南米諸國

南米諸國ニ對シテハ此等諸國ヲシテ實質的ニ中立ヲ維持セシメ、爲シ得レハ樞軸國側ニ接近セシムルヲ目標トシ工作ノ重點ヲ「アルゼンチン」、「ブラジル」及「チリ」ノ三國ニ置ク之カ爲「スペイン」、「ポルトガル」及「羅馬法王廳ヲモ利用ス

### 五、蘇聯

日蘇間ノ靜謐ヲ保持スルト共ニ蘇聯ト米英トノ連繫ノ強化ヲ阻止シ爲シ得レハ之ヲ離間スルニ努ム

#### 六、泰國

日泰兩國軍ノ共同作戦ヲ必要トスル時期ニ至ラハ米英ニ  
對シ宣戰セシム

#### 註

(一) 第一項及第四項ニ關シテハ特ニ獨伊ト密ニ提携施策ス  
ルモノトス

(二) 本施策ハ現下ノ作戦ニ即應セシムルモノトシ之力實施

ニ關スル大綱ハ連絡會議ノ了解ヲ經ルモノトス

(三) 印度及濠洲ニ對スル最後的處理ニ關シハ別ニ定ム

ooooooooooooooo

#### 736

昭和17年1月13日

在伊国堀切大臣宛(電報)  
東郷外務大臣宛(電報)

インド独立に関する日独伊三国共同宣言の早  
期実施につき意見具申

ローマ 1月13日後発

本省 1月15日前着

#### 第一六號(館長符號扱)

十二日附拙電再電左ノ通り

印度獨立保障宣言問題ニ關シ客年貴電中越ノ御趣旨ニ依リ

時期尚早ノ故ヲ以テ荏苒日ヲ送ルニ於テハ現實ニ「ビルマ」  
攻撃ヲ實施セラレ居ル今日ニ於テ印度人ノ對日恐怖ヲ增大  
シ英ノ反日宣傳ヲ益々容易ナラシムヘク「ガンディー」等ニ  
對シ「ネルー」以下「コングレス」派ノ多數首領カ「オ  
トノミー」ヲ條件トシテ英トノ協力ヲ申出居タル經緯ニ鑑  
ミレハ英國政府ハ日獨伊ノ意思表示ニ先立チ何等カノ手ヲ  
打チ大衆ノ向背ヲ決スルニ至ル虞大ナリト認ム斯クシテハ  
我方カ遲蒔キニ何等印度開放ニ對スル意思表示ヲ爲スモ此  
ノ宣傳的效果ハ極メテ小トナリ印度獨立運動者ノ反英運動  
ヲ愈々困難トスルニ至ルヘシ「リツベン」ノ大島大使ニ申  
出タル方式ハ獨立ノ語ヲ避ケ然モ帝國印度方策ノ結局目的  
タル印度開放ノ趣旨ニ合致スルノミナラス中亞近東方面ヲ  
モ包含シ居リ右ヲ包括スルコトニ依リ印度地方ノ處分問題  
トハ別個ノ觀點ニ立ツ政治的「ゼスチュア」トナリ將來ニ  
禍根ヲ殘スコト鮮シト思考セラルルニ付速ニ右「ライン」  
ニ依リ何等三國間ノ詰合ヲ進ムルコト機宜ニ適スルモノト  
認メラル若シ三國共同ノ宣言ヲ飽ク迄避ケ度キ御意嚮ナル  
ニ於テハ開戦當初ノ東條首相ノ演説ニ現レタル今次戰爭力  
東亞十億民衆ノ開放ヲ意味スル云々ノ趣旨ヲ印度方面ニモ

### 三 対インド施策

適用シ一層之ヲ明白ニセル宣言ヲセラルコト然ルヘント  
存セラル尙當地官憲ニ對シテハ印度處分問題ニ關スル帝國  
ノ對獨伊警戒的態度ヲ察知セシメサル爲往電第一號ノ趣  
旨ニ依リ應酬シ居ルモ本件ニ關シ帝國政府ノ御意嚮何分御  
回示相煩度シ陸海軍武官トモ協議濟ミ  
獨ニ轉電セリ

737 昭和17年1月17日

在独国大島大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

#### インド独立に関する日独伊三国共同宣言実施

##### を独国要請について

ベルリン 1月17日後発  
本 省 1月18日後着

第七六號(館長符號扱)  
往電第六九號ニ關シ

一、十六日「リンテレン」公使「リ」外相ノ命ニ依ル趣ヲ以  
テ本使ヲ來訪シ印度等ニ關スル日獨伊共同宣言ノ問題ニ  
付在羅馬日本大使館ヨリ伊政府ニ回答セラレタル次第ハ  
伊政府ヨリノ通報ニ依リ承知シタルカ獨トシテモ日本ノ

南方作戦カ順調ニ進捗シ既ニ緬甸ニモ一部顔ヲ出シ居ル  
此際速ニ右宣言ヲ行フヲ有利トストノ意見ニシテ時日ノ  
遷延ハ英ノ反樞軸宣傳ヲ益々有效ニシ印度ノ反英氣運ノ  
氣勢ヲ殺ク虞アリト認メ居レリ繰返シ申上ケ居ル通り獨  
カ本件ヲ取上クルハ全ク對英戰ノ一方法トシテ有效ナリ  
ト思料シアルカ爲ニシテ印度ノ將來ノ處分ヲ右ニ依リ決  
定セントスルカ如キ意嚮毛頭無キ次第ナル旨ヲ語リ之ヲ  
日本政府ニ傳ヘラレンコトヲ請ヘリ  
右ニ對シ本使ヨリハ先般「リ」外相トノ會見後既ニ我方  
ニ電稟セル旨ヲ述ヘ置キタリ  
尙本使ヨリ念ヲ押シタルニ對シ獨伊カ企圖シアルハ必ス  
シモ印度等ニ局限セス一般的ニ英ノ壓迫下ニアル諸民族  
ノ開放、印度「アラビヤ」民族ノ自決權尊重ノ趣旨ヲ聲  
明セントスルモノナルコトヲ答ヘタリ  
二、本件ニ關シテハ未タ御來示ニ接セサルカ屢次ノ往電ニ依  
リ獨伊ノ企圖スル所モ明確ナリト認メラル處帝國政府  
ニ於テハ(口)日本カ指導的地位ヲ占ムヘキナリトノ見地ヨ  
リ「カテゴーリツシユ」ニ三國共同ノ宣言ヲ行フコトヲ  
避ケントセラルル次第ナリヤ(口)單ニ時機尙早ナリトセハ

凡ソ如何ナル時機、情勢ノ進展ヲ待チ居ラル次第ナル

ヤハ假リニ「アラビヤ」方面ノミノ民族解放ニ關スル宣  
言トセハ可ナルヤ具體的ニ帝國政府ノ企圖回電アリタシ  
伊ヘ轉電セリ

738

昭和十七年一月26日

在トルコ栗原(正)大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

インド及びアラブに対する日独伊三国共同宣言

言の実施方意見具申

付記 昭和十七年一月二十一日

第七十九回国議会における東条首相の戦争  
指導の要諦に関する演説

アンカラ 1月26日後発  
本省 1月28日前着

ト存セラル處卑見左ノ通り具申ス  
一、大東亞戰ノ大勢既ニ決シ之カ挽回不可能ナルハ英米共恐  
ラク之ヲ認メサルヲ得サルヘク從テ彼等唯一ノ賴ミハ英  
本土ハ別トシ蘇聯ノ抗戰力ト印度ヨリ地中海ヲ結フ防禦  
戰線ノ確保ニアルハ明瞭ト言フヘン日獨伊共同作戰ニ付  
テハ既ニ軍事協定ニ依リ決定セラレ卑見ヲ加フル要ナキ  
モ近東方面ヘノ進撃ハ敵陣ノ中央突破ヲ意味スルノミナ  
ラス軸テ樞軸三國ノ聯絡ヲ招來シ戰局ノ大勢ヲモ決スヘ  
キ重大作戰ト思考セラレ特ニ現地機關トシテハ之カ速ナ  
ル發動ヲ期待スル次第ナリ  
然ルニ累次電報ノ通り獨逸ハ蘇聯戰ト併行シテ近東進  
ヲ決行セントスルカ如ク土耳其亦右ヲ察知シ獨逸トノ同  
調ヲ回避シツツ執拗ニ日和見ヲ續ケ居ルニ付急速ナル軍  
事行動ハ期待シ難シト雖近東方面ニ於ケル排英ト獨立熱  
トハ明カニ醞釀セラレ獨逸ノ進撃ヲ待望シ居ルハ疑ナキ  
事實(ニシテ)「ビルマ」ヘノ皇軍進撃ハ當然印度民族ニ  
絶大ナル刺戟ヲ與ヘ居ルヘク印度及近東方面各民族間ノ  
關聯性ヲ考フレハ三國側トシテモ此ノ際何等政治工作ヲ  
施策シ來ルヘキ作戰ヲ容易ナラシムルコト寔ニ機宜ノ措

第三一號(館長符號板)

皇軍ノ「ビルマ」進撃及東條首相ノ議會演說ハ印度及近東  
方面各民衆ニ對シテモ重大感銘ヲ與ヘタルモノト思惟セラ  
ルル處此ノ機ニ應シ日獨伊三國共同シテ何等適切ナル政治  
工作ヲ施策スルニ於テハ其ノ效果頗ル大ナルモノアルヘシ

置ト信セラル

三、然シテ之カ具體案トシテハ此ノ際日獨伊三國ノ名ノ下ニ

近東及印度方面被壓迫民族開放及獨立援助ニ關スル共同

宣言ヲ發スルコト最モ適切ト思考ス蓋シ「アラビヤ」人、

印度人及回教諸民族ハ特ニ日本ノ參戰ヲ天與ノ好機ト考

ヘ絶大ノ期待ヲ掛ケ居ルハ明瞭ニシテ殊ニ彼等ハ獨立援

助ニ關スル樞軸側ノ證言ヲ待望シ居ル次第ナルニ付此ノ

種宣言ハ是等諸民族蹶起ニ決定的影響ヲ與フルモノト思

量セラル

本件ニ付テハ當館立石武官ヨリモ客年十一月十六日附ヲ  
以テ參謀本部ニ意見具申ノ次第アリ本使ニ於テモ全然同  
感ナルニ付右御參酌ノ上成ルヘク速ニ本宣言ヲ發スルト  
共ニ右ニ伴フ諸般ノ具體的施策ニ付然ルヘク御考究相成  
ルヲ得ハ頗ル幸甚ト思考ス

(付  
記)

第七十九回帝國議會ニ於ケル東條内閣總理大臣演說

(一月二十一日)

抑々帝國ノ現ニ遂行シツツアル大東亞戰爭指導ノ要諦ハ、

大東亞ニ於ケル戰略據點ヲ確保スルト共ニ、重要資源地域  
ヲ我カ管制下ニ收メ、以テ我カ戰力ヲ擴充シツツ獨伊兩國  
ト密ニ協力シ互ニ呼應シテ益々積極的作戰ヲ展開シ米英兩國  
國ヲ屈服セシムル迄戰ヒ抜クコトアリマス。然ルニ米英  
兩國ハ永年ニ亘リ世界制霸ノ基礎ヲ固メ、世界最大ノ富強  
ヲ誇ルモノテアリマス。緒戰ノ大敗ニ拘ラス必スヤ執拗ニ  
我ニ抗シ、大勢ノ挽回ヲ計リ來ルヘキハ想像スルニ難クナ  
イノテアリマス。故ニ今後各種ノ困難ナル事象カ發生シテ  
參リマスコトモ、或ハ又此ノ戰爭カ長期戰トナリマスコト  
モ、當然覺悟セネハナラナイノテアリマス。即チ戰爭ハ正  
ニ今後ニアルノテアリマス。我カ征戰ノ目的ヲ達成センカ  
爲ニハ、全國民ハ愈々必勝ノ信念ノ下如何ナル艱難辛苦ヲ  
モ堪ヘ忍ヒ、以テ國家ニ報スヘキテアリマス。而シテ此ノ  
勤儉尙武獻身報國ノ精神コソハ、現下ノ難關突破ノ爲ノミ  
ナラス、帝國將來ノ發展ノ爲ニモ絕對缺クヘカラサル要件  
ナノテアリマス

帝國ハ今ヤ國家ノ總力ヲ擧ケテ專ラ雄大廣汎ナル大作戰  
ヲ遂行シツツ大東亞共榮圈建設ノ大事業ニ邁進シテ居ルノ  
テアリマス。而シテ大東亞共榮圈建設ノ根本方針ハ、實ニ

肇國ノ大精神ニ淵源スルモノテアリマシテ、大東亞ノ各國家及各民族ヲシテ、各々其ノ所ヲ得シメ、帝國ヲ核心トスル道義ニ基ク共存共榮ノ秩序ヲ確立セントスルニ在ルノテアリマス。而シテ其ノ建設ハ廣大ナル地域ニ亘リ、各種ノ民族ト相倚リ相携ヘテ行ハレルノテアリマス。而モ今回新ニ此ノ建設ニ參加セントスル地域タルヤ、資源極メテ豐富ナルニモ拘ラス、最近百年ノ間米英兩國等ノ極メテ苛烈ナル搾取ヲ受ケ、爲ニ文化ノ發達甚シク阻害セラレタル地域テアリマス

帝國カ此ノ地域ヲ加ヘテ人類史上ニ「新紀元」ヲ劃スヘキ新ナル構想ノ下ニ、大東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、進ンテ盟邦ト共ニ世界新秩序ノ建設ヲ爲サントスルコトハ、正ニ曠古ノ大事業テアリマス。而シテ此ノ大事業ノ成功ハ又我力武力戰ノ成功ヲ窮極ノ勝利ニ導ク爲ノ必須ノ要件ナノテアリマス

此ノ建設ニ當リマシテハ、大東亞防衛ノ爲絶對必要ナル地域ハ、帝國自ラ之ヲ把握措置シ、其ノ他ノ地域ニ關シマシテハ各民族ノ傳統文化等ニ應シ、戰局ノ進展ニ伴ヒ、夫レ夫レ適當ナル處置ニ出ツル考テアリマス

肇國ノ大精神ニ淵源スルモノテアリマシテ、大東亞ノ各國家及各民族ヲシテ、各々其ノ所ヲ得シメ、帝國ヲ核心トスル道義ニ基ク共存共榮ノ秩序ヲ確立セントスルニ在ルノテアリマス。而シテ其ノ建設ハ廣大ナル地域ニ亘リ、各種ノ民族ト相倚リ相携ヘテ行ハレルノテアリマス。而モ今回新ニ此ノ建設ニ參加セントスル地域タルヤ、資源極メテ豐富ナルニモ拘ラス、最近百年ノ間米英兩國等ノ極メテ苛烈ナル搾取ヲ受ケ、爲ニ文化ノ發達甚シク阻害セラレタル地域テアリマス

比島ニ關シマシテハ、將來同島ノ民衆ニシテ、帝國ノ眞意ヲ了解シ、大東亞共榮圈建設ノ一翼トシテ協力シ來ル場合ニ於キマシテハ、帝國ハ欣然トシテ彼等ニ獨立ノ榮譽ヲ與ヘントスルモノテアリマス「ビルマ」等ニ就キマシテモ亦帝國ノ企圖スル所ハ比島ト異ナル所カナイノテアリマス  
蘭印及濠洲ニ就キマシテハ、是等カ現在ノ如ク、帝國ニ對シ、抗戰ノ態度ヲ繼續スルニ於テハ、帝國ハ容赦ナク之ヲ擊碎セントスルモノテアリマス。然シナカラ其ノ住民カ、帝國ノ眞意ヲ了解シテ協力シテ參リマシタナラハ、其ノ福祉ト發展トノ爲ニハ帝國ハ十分ノ理解ヲ以テ之ニ力ヲ添フルニ咨テアリマセン

今日尙重慶政權カ、無意義ノ抗戰ヲ繼續シツツアリマス

### 三 対インド施策

ルコトハ洵ニ遺憾テアリマス。帝國ハ之ヲ徹底的ニ破碎セントスルモノテアリマス。私ハ今コソ彼等カ此ノ世界情勢ノ大變換ヲ正視シ翻然米英依存ノ舊套ヲ一擲シテ大東亞共榮圈建設ノ大事業ニ馳セ參スヘキ時期テアルコトヲ確信スルモノテアリマス

廣ク官民各方面ノ智能ヲ動員シテ、之カ協力ニ依テ、其ノ樹立ト其ノ遂行トニ萬遺憾ナキヲ期セントスル所存テアリ  
(以下省略)  
マス

739 昭和17年1月27日

在独國大島大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

#### 対インド工作に関する大島大使の職責につき

##### 回示方要請

ベルリン 1月27日前發

本 省 1月27日後着

##### 第一二一號(館長符號扱)

##### 貴電第四一號ニ關シ

本件ハ充分御審議ノ上決定セラレタルモノナルヘク從テ今更意見ヲ具申セントスルモノニアラス一一今回御訓令ノ目的達成ニ努力スヘキコト勿論ナルモ唯將來ニ於ケル誤解紛糾ヲ無カラシムル爲工作實施ニ關スル本使ノ職責ヲ明カニモノテアリマス、而シテ帝國ノ企圖シツツアル大東亞建設ノ方策ハ國家百年ノ長計タルニ鑑ミマシテ、十分ノ準備ヲ整ヘテ萬全ノ策ヲ講スルノ要カアルノテアリマス。政府ハ

一、對印謀略工作ハ大本營之力實施ニ當ル趣ナル處之ハ軍事

的謀略ノミナラス政治的謀略モ大本營ノ任務ニシテ後者

モ外務省主管ナラスト解シテ可ナリヤ

二、假令全謀略カ大本營擔任ト決セラレタル場合ニ於テ從來

日獨間ノ案件トナリ居ル聲明發出ノ如キハ純然タル政治

問題ニシテ所謂謀略トハ趣ヲ異ニスルモノト認メラルル

カ之モ大本營ノ擔當スルコトニ決定セラレタル次第ナリ

ヤ

三、獨ニ於テハ政治的謀略ハ勿論軍事的謀略モ一部ヲ除キテ

ハ廣範圍ニ亘リ「リ」外相ニ於テ主宰シ居レリ從テ貴電

末段ニ於テ本使ニ於テ武官ヲ支援ス云々トアルハ「リ」

外相及其ノ機關トノ政治的並ニ軍事的謀略ニ關スル交渉

ハ武官ノ職責トシ武官之ニ當リ本使ハ必要ニ應シ之ヲ側

面ヨリ支援スルモノト解シテ可ナリヤ

昭和17年1月28日  
在独国大島大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

対英政治工作の觀点よりアラブに限定した共

同宣言發出の場合の対応につき請訓

740

第二二六號(館長符號板)  
貴電第四一號及第四二號ニ關シ

ベルリン 1月28日前發  
本省 1月28日後着

獨側ニ對シ貴電ノ趣旨ニ依リ不取敢應酬シ置キタルコト往  
電第一二〇號ノ通りナルカ從來獨力將來ノ作戰ノ企圖迄モ  
打明クル等率直ナル態度ヲ執リ居ルニ對シ冒頭貴電ハ甚タ  
抽象的ニシテ帝國政府ノ企圖及目標ヲ何等示シアラス今後  
對英政治工作ヲ獨伊ト密接ナル提携ヲ保チテ實施スル爲ニ  
ハ我方ニ於テモ率直ナル態度ヲ持スルコト必要ニシテ右ニ  
依リ獨側ヲ納得セシメ充分之ヲ指導スルコトモ可能ナルヘ  
キヲ信ス而シテ帝國政府ニ於テハ印度ヲ含ム一般的宣言ヲ  
時期尚早ナリトセラルル處若シ獨伊側ニ於テ近東等ヲ限定  
シテ右宣言ヲ發出スルコトニ決意スル場合ニハ我方ハ如何  
ナル態度ヲ執ラルモノナリヤ單ニ目下時期尙早ナリト言  
フニ止マラス日本側トシテハ如何ナル積極の方針ヲ有セラ  
ルル次第ナリヤ詳細具體的ニ御回示ヲ得度シ

741 昭和17年2月6日 在独國大島大使より

東鄉外務大臣宛(電報)

民族自決権尊重に関する共同宣言に対する独  
国側の意図について

ベルリン 2月6日後発  
本省 2月7日後着

第一八〇號(館長符號扱)  
貴電第六五號ニ關シ

一、「アラブ」民族自決権尊重ニ關スル共同宣言ヲ印度ニ對  
スルモノト切放シテ速ニ行ハントスル意圖アリヤ否ヤハ  
未タ獨側ヨリ表明セラレ居ラス往電第一二六號ハ今後ノ  
對獨折衝ノ爲豫メ東京ノ御意嚮ヲ伺ヒタル次第ナリ

二、客年往電第一四九二號等ニテ參照アリ度キ處本件ニ付テ  
ハ最初伊太利カ積極的態度ヲ示シ獨ハ何レカト言ヘハ之  
ヲ押ヘ來レル次第ナルカ大東亞戰ノ開始ト共ニ我戰果甚  
大ニシテ英米ニ對シ實質的ニモ政治的ニモ大ナル打擊ヲ  
與ヘタル反面被壓迫諸民族ニ希望ト危惧ヲ生セシメント  
シアルニ依リ獨モ英ノ反樞軸宣傳ニ先手ヲ打チテ右宣言  
ヲ發出スルヲ可ナリト認ムルニ至レル次第ナリ從テ獨ト

742 昭和17年2月10日 在伊国堀切大使より

東鄉外務大臣宛(電報)

日本によるインド独立工作につき伊国在住イ  
ンド独立運動家より私案提示について

ローマ 2月10日後発  
本省 2月11日後着

第一二〇號(緊急、館長符號扱)

九日「シェエダイ」安東ヲ來訪會談セル際英國ハ盛ニ印度民  
衆ヲ煽リ英國去ラハ日本ハ印度ヲ占領スヘシトノ宣傳ヲ爲  
シ居ル處日本側宣傳ハ不充分ニシテ更ニ印度民衆ヲ安堵セ  
シムルカ如キ公式聲明ヲ出來ル限り速ニ爲ス要アルヘシト  
テ印度問題ニ關スル「シ」ノ私見ヲ詳述シタルカ其ノ要領  
左ノ通り

シテハ此ノ種宣言ノ發出ニ依リ寧ロ英ノ宣傳ニ對抗シ且  
將來行ハルヘキ積極的工作ノ素地ヲ作り置カントスルニ  
アリ東京ト柏林ハ本件ニ關スル價值判斷ニ相當ノ喰違ア  
ルヤニ認メラル御研究ヲ請フ

伊ヘ轉電セリ

「、英國政府ハ「ガンジー」ヲ手先トシ印度國民議會(「コン

グレス」)ノ信任ヲ得ントシ居ルカ「ガ」ハ「ネール」ヲ

前面ニ押立テ居レリ元來「ネ」ハ印度内ニ相當勢力ヲ有

シ特ニ青年ノ信望ヲ有スルヲ以テ此ノ點日本側ニ於テモ

考慮ヲ要スヘン在東京「ボーズ」ハ印度獨立聯盟ノ名稱

ヲ押立テ居ルカ右ハ同人ヲシテ大東亞内印度國民議會黨

ト改稱セシムル様勸告セラル方良カルヘシ而シテ右黨

ニハ印度各方面ノ革命分子ヲ包含セシメ日本軍印度上陸

ノ際ハ右ヲ以テ臨時政府ヲ作ラシメハ印度國內國民議會

首腦ハ之ニ反對スヘキモ青年指導者ヲ中心トル各層ハ

之ニ呼應スヘクスケシテ右ハ合法政府トシテ日本ト政治

經濟其ノ他ノ假協定ヲ結フヲ得ヘシ

二、日本軍上陸ニ先立チ挺身隊ヲ以テ印度ニ侵入セシメ日本

首相或ハ外相ノ署名入リノ「メセーチ」ヲ Jawahar nehru

maulana abul kalam Azad(國民議會議長)、 Khan abdul

ghaffar khan(印度赤「シヤツ」黨首領)、 mahatma gandhi

jinnah(前印度回教聯盟首席)、 Mauzamdar datta([「ムンガ

ル」<sup>一語不明</sup>勞働)、 abdurrahman hiddiqi([「カルカツタ」市長)

等ニ手交セシメ日本ハ印度占領ノ意圖ナク印度ノ完全獨

立ヲ保障スル旨ヲ明カニスルト共ニ印度各地ニ「ヨラ」  
ヲ散布ス

三、革命分子ヲ印度國內ニ入ラシメ國內革命分子ニ呼應シ  
「パンジャブ」地方(主トシテ同方面ヨリ印度兵ハ徵發セ

ラレ居リ)ニ於テ勞働罷業ヲ起サンメ又國境地方(the  
frontier)ニ派シ faqir of ipi 及 maulana fazli ilahi(indian

mujahidin parth 首領)ト聯絡ヲ取ラシム

但シ「ボーズ」(rashbihari bose)ハ「ベンガル」人ニシ

テ「パンジャブ」或ハ國境地方民族ヲ理解シ居ラサルヲ

以テ日本政府ハ總テヲ「ベンガルヒンズー」ニ委ヌルモノ

ノナリトノ嫌疑ヲ持ツニ至ラハ彼等ハ日本ノ敵トナリ手

ヲ結フニ至ルヘシ日本政府トシテハ以上ノ點ヲ考慮サル

ル要アルヘシ

大本營ニ轉報アリタシ

軍側ト聯絡濟

獨ヘ轉電セリ

~~~~~

獨ニ於テ武官ニ内報アリタシ

~~~~~

昭和17年2月14日

在独国大島大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

インド及びアラブに関する日独伊三国共同宣言につき日独伊間の離間阻止の觀点をふまえた対応方意見眞申

ベルリン 2月14日後発  
本省 2月15日後着

第一二四號(館長符號扱)  
一、往電第二〇八號ト入達ニ當地陸軍武官宛參電第八一〇號

ヲ以テ日獨伊共同聲明問題ニ關シ帝國ハ原則的ニ之ニ不同意ナルカ如キ趣旨電報シ來レル處貴電第七八號ニ依レハ本件ハ本使主體トナリテ處理スルコトトナリ居ルモ何故外務電ニテ電報セラレサル次第ナリヤ抑々右參電ハ外務側トモ充分協議ノ上發出セラレタルモノナリヤ

二、本件ニ關スル屢次ノ貴電ノ趣旨ハ要スルニ時機尙早ト云フニ歸着シ(參電第四九五號モ参照アリタシ)當方トシテモ勿論右趣旨ニテ獨側ニ應酬シ來レリ然ルニ參電第八一〇號ノ一二依レハ我カ首相演説ト同時機ニ「アラビア」解放ノ宣言ヲ行ハシムルヲ(一語不明)トスルニアリテ從

來ノ我方言分ト全ク矛盾シアリ殊ニ其ノ理由トシテ「日獨互ニ當面ノ手近カノモノニ對シ各個ノ聲明ヲ發スル方カ結局魅力ヲ感セシメ」云々ニ到リテハ全クコヂツケノ詭辯ニシテ斯ル論據ヲ以テ獨側ヲ納得セシムヘシト思考セラルルハナル誤ナリ

三、參電第八一〇號ニ對シテハ陸軍武官ヨリ意見眞申セラル  
ル筈ナルニ付詳細右ニ依リ御承知アリタキ處本使側カ戰爭指導上特ニ留意ヲ要スルモノト思惟シアル點ハ(本件ニ付テハ委細別電スヘシ)英米側カ早晚今次戰爭ヲ種族戰ナリト宣傳シ日本ト樞軸トノ離間ニ努ムヘキコト又本戰争ニ於テ利益スヘキハ結局日本ノミナリトテ帝國ト獨伊トノ感情ヲ疎隔セントスルニ在リ右觀點ヨリシテ本件ハ一印度問題タルニ止ラス我カ同盟國間ノ最モ機微ナル點ニ觸レ居ルモノニシテ其ノ取扱方如何ニ依リテハ雷ニ獨伊ヨリ痛クモナキ腹ヲ搜ラレ敵國ヲシテ好個ノ宣傳材料ヲ與フルニ止マラス實ニ獨伊トノ間ニ亀裂ヲ生セシメル危險ヲモ藏シ居ル次第ナリ是レ往電第一八一號ヲ以テ特ニ本省ノ深甚ナル注意ヲ喚起セル所以ニシテ戰後印度ニ對スル指導權ヲ確保センカ爲聲明問題ヲ云々スルカ如

キハ一見遠慮タルニ似テ甚夕短見ナルコトヲ篤ト御考慮  
アリタク本電大本營ニモ御提示ノ上何分ノ儀大至急御回  
電ヲ得タシ

四、尙此ノ際對印度謀略ノ實施ヲ徒ニ焦セルコト無ク先ツ將  
來ニ於ケル印度ノ處理方針ノ大綱ヲ定メ又「ビルマ」占  
領後ノ情勢ニモ鑑ミ眞ニ印度民心ヲ動カシ得ル人物ヲ把  
握シ慎重統一セル計畫ノ下ニ行フコト特ニ重大ニシテ此  
ノ點大本營トモ充分御協議アリタシ

744 昭和17年2月19日 在独立國大島大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

インド等の自決権尊重に関する日独伊三国共同宣言及びチャンドラ・ボースの動向について  
リツベントロップと会談について

ベルリン 2月19日後発

本省 2月20日前着

第一四二號(館長符號扱)

往電第二四一號「リ」外相往訪ノ際三時間餘ニ亘リ軍事、  
政治諸問題ニ關シ會談セルカ兩三日中ニ更ニ會談ノ豫定ナ

ルヲ以テ右ト併セテ電報スヘク印度等ノ自決権尊重ニ關ス  
ル共同宣言ニ關スル部分ノミ左ノ通り

「リ」外英カ新嘉坡陷落後特ニ印度及「アラブ」民族ニ對  
シ英ヲ信賴スルコトカ有利ナル趣旨ノ工作ヲ激化シアル獨  
側情報電報ヲ示シ英ハ恐ラク近キ將來ニ於テ「デモンスト  
ラチーブ」ナ手ヲ打ツヘク之ニ遲レテハ三國共同聲明ヲ行  
フモ其ノ效ナカルヘキ旨ヲ說キ又「チアノ」ヨリハ頻リニ  
「アラブ」民族ノミニ關シテデモ三國共同聲明發出方懲憲  
シ來リ居ルモ右ノミヲ行フハ印度民族ニ對シ却テ疑惑ヲ與  
ヘ有害ナリト認メテ之ヲ抑ヘ居ル旨ヲ述ヘタリ

本使ヨリハ貴電第四一號第四二號等ノ趣旨ニテ可然ク應酬  
シ置キタルカ「リ」ハ繰返シ速ニ措置スルノ要アル旨ヲ力  
說シ居リタリ

累次ノ往電ヲモ御參照ノ上至急御研究アリタシ

(マニ) 云尙本使ヨリ「ボース」ヲ日本ニ赴カシメ盤谷、蘭貢等ニ  
於テ動カシムルコト如何ト述ヘタルニ(右ハ數日前「ボー  
ス」本使來訪ノ際其ノ希望ヲ表明セルニ依ル)「リ」ハ印  
度ヲ英ヨリ引離スコトカ目的ナレハ勿論獨トシテハ何等異  
存ナキカ現在未夕氣象通報ノ施設ナク七千杆以上ヲ飛翔ス

### 三 対インド施策

ルコトハ危険ニシテ「ボ」ノ輸送ニ獨トシテハ責任ヲ負ヒ  
兼ヌル旨答ヘタリ

745 昭和17年2月19日

在伊国堀切大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

イスラム教徒向け放送に關し伊国在住インド

独立運動家との会談について

ローマ 2月19日後発

本省 2月20日前着

第一五〇號(館長符號扱)

往電第一二一號ニ關シ

十九日本件促進旁々安東「グランムフチ」ヲ往訪懇談シタ

ル處「ム」ハ放送問題ニ付テハ三箇月前ヨリ獨伊側ニ於テ

モ全回教徒向ケ放送ヲ希望シ居リタルモ兩國トモ獨立保障

ノ聲明ヲ爲サス且下兩國トノ間ニ祕密ノ「アラブ」諸國獨

立保障ノ約定ヲ取付方交渉中ニシテ右カ出來レハ放送ヲス

ルコトトナルヘク其レ迄ニ太平洋及印度ニ於ケル回教徒ノ

ミニ對シ放送ヲ爲スコトハ現在ノ自分ノ立場ニ於テハ困難

ナル事態アルコトヲ御了解アリ度ク右祕密協定ハ恐ラク茲

十日位ニハ出來得ルモノト思考シ居ルニ付其ノ後日本側ノ

希望セラルル放送ヲスルコト致度シ尤モ同盟特派員ヲ通

シ新嘉坡陷落ヲ祝賀シ之ニ對スル回教徒ノ立場及日本トノ

協力ニ關シテ聲明ヲ送ルコトハ差支ナシト答ヘタルヲ以テ

安東ハ右ヲ依頼シ二十一日夜當大使館ニ於テ「ム」ヲ招待

シ際右ヲ爲サシムルコトニ取極タリ獨伊側ニ對スル考慮モ

アリ右實現迄ハ極祕ニセラレタシ

746 昭和17年2月19日

在伊国堀切大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

東条首相のインド及び蘭印に關する議會演説

に対する反響について

ローマ 2月19日後発

本省 2月20日前着

第一五一號(館長符號扱)

往電第一五〇號安東「グランムフチ」ト會談ノ際「ムフチ」

ハ我々回教徒ハ從來日本ト協力スルヲ以テ方針トシ來リ今

後益々協力セント欲スルモノニシテ我々ハ亞細亞人トシテ

其ノ解放ヲ企圖シ來リタル旨縷々説明シ先般東條首相ノ演

說中特ニ印度及蘭印ニ對スル部分ニ満足ノ意ヲ表シ冒頭電同盟ヲ通シナスヘキ聲明ニ於テ強ク回教徒ニ呼ヒ掛クヘキ旨述ヘ居タル趣ナリ

747 昭和17年3月12日

第七十九回 帝国議会における東条首相の対イ  
ンド方針に関する演説

付 記 昭和十七年四月六日

対インド方針に関する東条首相声明

印度民衆ニ對シマシテハ帝國ハ素ヨリ之ヲ敵トスルモノテハナイノテアリマス。然シ乍ラ帝國ハ米英勢力ヲ徹底的に破壊セントスル從來ノ決意ニハ毫モ變化ナキコトヲ重ネテ茲ニ表明スルモノテアリマス。

今ヤ「ビルマ」人ノ「ビルマ」ハ出來上ラン特斯居リマス。印度四億ノ民ノ多年ノ願望テアリマスル「印度人ノ印度」ノ實現スルハ正ニ今日ニアリト私ハ確信スルモノテアリマス。

英國ハ多年印度ヲ欺キ之カ壓制ヲ續ケテ參ツタノテアリ

マス。前大戰ノ際英國ノ爲シタル約束ノ正體カ遂ニ如何ナルモノテアツタカハ今尙印度人ノ記憶ニ新タル所テアルト信スルノテアリマス。今ヤ又英國ハアラユル甘言ヲ以テ印度ヲ欺カントシテ居リマス。若シ夫レ印度ノ指導者ニシテ此英國ノ甘言ニ誤マラレ印度民衆多年ノ希望ヲ裏切り、此天與ノ機會ヲ失フカ如キコトアリト致シマスルナラハ印度ハ永遠ニ救ハレルノ機ナク四億民衆ノ不幸之ヨリ甚シキハナイト信スルノテアリマス。

今起ソテ「印度人ノ印度」トシテ大東亞共榮圈建設ノ光榮ヲ擔フカ、俯シテ永久ニ米英ノ桎梏ノ下ニ奴隸ノ名ヲ後世ニ傳フルカ、今ヤ正ニ印度ハ過去ヲ清算シ此緊迫セル新事態ヲ直視シ最後ノ決意ヲ爲スヘキ秋ニ當面シテキルノテアリマス。

(付 記)

皇軍ハ曩ニ「ビルマ」ノ要衝「ラングーン」ヲ占領シ、更ニ印度洋東部ノ戰略的要衝デアリ印度獨立志士流刑ノ地デアル「アンダマン」諸島ヲ占領シタノデアルガ、今回更ニ進ンテ愈々印度ニ於ケル英國ノ兵力及軍事施設ニ對シ一

大痛撃ヲ加フルコトトナツタ。

斯クノ如クニシテ米英膺懲ノ帝國ノ斷乎タル決意ハ、着々トシテ實行ニ移サレツツアル。若シ印度ニシテ依然英國ノ軍事的支配ノ下ニ在ルナラバ此ノ帝國ガ英國擊滅ノ爲ニ行フ攻撃ニ依ソテ印度ガ甚大ナル戰禍ヲ蒙ルコトモ亦已ムヲ得ザル所デアル。

素ヨリ帝國ノ企圖スル所ハ印度四億ノ民衆ヲ敵トスルモノデハナイノデアツテ此ノ際戰禍ヲ蒙ル印度民衆ニ對シテハ洵ニ同情ニ堪エナイ次第デアル。

印度民衆ニ對スル帝國ノ眞意ハ曩ニ余ガ三月十二日帝國議會ノ演說ニ於テ述ベタル所ニ明ラカデアル。即チ余ハ今日コソ印度民衆ガ「印度人ノ印度」ヲ建設シテ印度本然ノ姿ノ確立ノ爲ニ全力ヲ致スベキ絶好ノ時機デアルコトヲ確信スルモノデアル。

今ヤ、印度ニ於ケル英國ノ勢力ガ擊催セラレントスル此ノ秋ニ當リ余ハ重ネテ、印度ノ指導者ハ素ヨリ、印度四億ノ民ガ沒落ノ運命ノ下ニ在ル英國ノ甘言ニ誤マラレテ無益ノ戰禍ヲ蒙ルコトヲ避け、此ノ天與ノ好機ニ際シ英國多年ノ羈絆ヲ破碎シ眞ニ「印度人ノ印度」實現ノ爲、邁進セン

コトヲ期待スルモノデアル。

748 昭和17年4月11日 大本營政府連絡會議決定

### 〔印度及「アラビア」ニ關スル日獨伊三國共 同聲明案〕

印度及「アラビア」ニ關スル日獨伊三國共同聲明案

(欄外記入) 印度及「アラビア」ハ共ニ光輝アル文化的傳統ヲ有スルニ拘ラズ英帝國主義ノ搾取對象トナリ今尙其ノ桎梏下ニ呻吟シツツアルハ現代文明ニ於ケル最大ノ汚點ナリ右ハ各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得セシメンコトヲ念願シ世界ニ於ケル

新秩序建設ノ爲戰ヒツツアル日獨伊三國ノ深ク遺憾トスル所ナリ

抑モ英國ガ彪大ナル帝國ヲ擁シ居ルハ固ヨリ比類ナキ偽瞞ト老猾ナル分割統治政策ニ依ルモノナルモ同時ニ其ノ武力ニ負フモノナリシハ印度及「アラビア」民衆ノ熟知スル所ナルベシ然ルニ今ヤ東亞ニ於ケル英ノ軍事據點ハ完全ニ壞滅シ歐洲ニ於テハ英ノ勢力ハ夙ニ獨伊樞軸軍ノ爲一掃セラレタリ

歴史的破局ニ直面セル英帝國ハ印度及「アラビア」ノ民衆ト美ハシキ其ノ國土トヲ動員シテ自己防衛ノ前線ニ立タシメントス將ニ印度及「アラビア」ノ危機ト稱スベク今次「クリップス」ノ策謀ハ更ニ此ノ危機ヲ増大セントスルモノナリ

(欄外記入)  
辭句多少ノ修正ハ當局ニ任スコトヲ了解ス

今ヤ印度及「アラビア」ハ英帝國ノ走狗トナリテ亡ビ行ク

英帝國主義ニ最後迄奉仕セントスルヤ、或ハ起チテ積年ノ敵英帝國主義ヲ印度及西南亞細亞ヨリ放逐シ光輝アル印度

人ノ印度、「アラビア」人ノ「アラビア」ヲ建設スルヤ、

實ニ印度及「アラビア」民衆決意スペキノ時ナリ

英帝國ハ日獨伊共同ノ敵ニシテ三國ハ飽ク迄之ガ打倒ニ邁進スルモノナリ從ツテ印度及「アラビア」ガ亡ビ行ク英帝

國國防ノ牙城トナルハ三國ノ默視スルヲ得ザル所ナルベシ

日獨伊三國ハ印度及「アラビア」ニ於テ英國ニ代ラントス

ル野心ヲ有スルモノニ非ズ、三國ノ希願スル所ハ一ニ印度

人ノ印度、「アラビア」人ノ「アラビア」ガ速ニ實現セラ

レ印度人及「アラビア」人ガ自由ナル民族トシテ再ビ世界

文化ニ貴重ナル貢獻ヲ爲スノ日ノ一日モ近カラントニア

リ印度人及「アラビア」人ガ起チテ自由獲得ニ邁進シ日獨

伊三國ノ援助ヲ希望スルニ於テハ三國ハ凡有ル可能ナル援助ヲ與フルニ吝ナラザルコトヲ茲ニ嚴肅ニ宣言ス

749 昭和17年4月23日

在タイ石井代理大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

インド独立運動指導者としてチャンドラ・ボ

ースを擁立する動きについて

バンコク 4月23日後発

本 省 4月24日前着

第七三六號(極祕、外機密、館長符號扱)

往電第五九五號末段ニ關シ

在獨「ボース」ヲ指導者ニ擁立方ニ關シ直接當地獨逸筋ヨ

リ策動シタル事實(例へハ參加代表ニ又ハ幹部ヲ通シ推舉

方要望スルカ如キ)ハ無キモ「フリーアイデイア」運動者等カ右「ボース」ヲ唯一ノ權威者トスル心情不變ナルコト

獨立運動ノ熾烈化及「ボース」ノ名實共ニ最高者ナルコト

### 三 対インド施策

等ヲ幸ヒ計畫的ニ在獨「ボース」ノ在外同胞ニ對スル激勵ニ呼應シ獨系通信員其他ヲ通シ右空氣釀成ニ努メ居ル實狀ナリ

インド独立等に関するチャンドラ・ボースとの会談をふまえ同人を対インド工作に当らせるべき旨意見具申

ベルリン 4月26日前發  
本省 4月26日夜着

#### 第五五二號(館長符號板)

二十四日「ボース」本使ヲ來訪述ヘタル所左ノ通

一、自分ハ亞細亞人トシテ日本人トノ提携ヲ最モ念願シ居リ自分カ獨ニ在ル爲或ハ日本ニ於テハ自分カ獨ノ手先ニナルヤノ印象ヲ有セラルヤモ知レサルモ自分カ印度ヲ脱出セル當時ハ日本ハ對英米戰ヲ行ヒ居ラサリシ爲獨ニ來タレルモノニシテ今日トナリテハ一日モ早ク東亞ニ赴キ度キ考ヘニテ飛行連絡テモ出來レハ直ニ實行シタシ戰後ト雖モ自分ハ日本ト協力スヘク自分カ印度ニ關シ望ム所ハ印度ノ完全ナル自由ナリ

二、最近ノ情報ニ依レハ「クリッップス」ノ提案ニ對シ印度大衆ハ甚シキ不満ヲ感シ居リ恰モ「ダンケルク」陥落後ノ英國ノ狀態ニ似タルモノアリテ日本軍カ印度ニ進入スル爲ニハ最適ノ状態ナリ

尙獨側ノ對印放送ハ最近活潑トナリ殊ニ當地ニ於ケル運動ノ推移ニハ極メテ大ナル關心ヲ持チ居ル模様ニテ本件指導者問題ニモ關聯シ四月十七日「デリー」放送ハ在獨「ボース」カ盤谷ニ於ケル「ジャリソワラバー」周念祭ニ於テ示サレタル在「タイ」印度人ノ至誠ヲ誇張シタル上在「タイ」印度同胞カ自分(「ボース」)ノ「リーダーシップ」ニ忠誠ヲ致サレ度キコト、印度ヨリノ英國勢力ノ徹底的排除ニ努メラレ度キコト及自分ハ近キ將來印度ノ爲ニ指導的行動ヲ執ルヘキコトヲ放送セル旨傳ヘ居リ旁々「ボ」ノ在外「フレインディア」指導權確立ノ運動ハ相當計畫的且積極的ナルモノト認メラル右不取敢

追テ當地獨立運動ハ目下相當「デリケート」ナル展開ヲ示シ居ルニ付追電スヘキモ右不取敢

750 昭和17年4月26日

(在独國大島大使より  
東鄉外務大臣宛電報)

三、進入地點ハ先ツ「ベンガル」州ヲ選フヘキナリ同地ハ元來最モ革命的ニシテ我同志モ多ク日本軍ヲ歡迎スルノミ

ナラス日本軍指導ノ下ニ義勇軍ヲ編成スルコトモ可能ナルヘシ「ベンガル」地方ニハ「モンスーン」ハ六月中旬ニ至リ到來スヘキニ依リ未タ時間ノ餘裕アリ

四、自分ハ「ガンジー」「ネール」等ヲ何等敵視シ居ラス印度ノ自由ヲ望ミ居ル點ニ於テハ志ヲ同シウシ居ルモノナルカ彼等カ其ノ方法ニ於テ飽迄平和的ニシテ英國ト妥協シツツ永年カカリテモ血ヲ流スコトハ避ケントシ居リ殊ニ「ネール」ハ其ノ思想極メテ反権輒のニテ日本ニ對シテモ不信ノ念強ク日本ハ英國ニ代ルモノニ過キストノ考ヘナレハ日本軍進入ノ際「ガンジー」ハ無抵抗主義ナレハ然ラサルモ「ネール」ハ對日抵抗ヲ爲スコトモ辭セサルヘシ從テ彼等ヲ日本側ニ惹付クルコトハ甚タ困難ナルヘシ

五、<sup>(2)</sup>自分ノ代表者「カブール」ニ在リテ同人ヲ通シ印度内ノ同志ト聯絡シアリ唯同志中ノ指導者ハ大部分獄ニ繫カレ居ルモ或ル程度ハ外部トノ聯絡ヲ有シ居リ實ハ大規模ナラサルモ「サボタージュ」ノ準備モ爲シ居ルニ付何時ニ

テモ實行ニ移シ得ヘク日本側ヨリ其ノ時期ヲ示サルレハ幸ナリ

六、本使同人トハ數箇月數次會談セルカ本使ノ觀察ニ依レハ同人ハ前記第一項ニ自ラ述ヘ居ル通り決シテ獨逸ノ傀儡トナルカ如キ人物ニ非ス人物識見共ニ相當ノモノニシテ且信賴シ得ヘキ人間ナリト信ス本使トシテハ同人ヲ利用スルコト最モ適當ナリト認ムルニ依リ同人ヲ東亞ニ赴カシメ對印工作ニ當ラシムル様獨ニ對シ工作致度キ所存ナル處本件至急陸軍側ト御聯絡ノ上何分ノ儀回電アリ度シ

~~~~~

751

昭和17年5月2日

在タイ石井代理大使より
東郷外務大臣宛(電報)

タイにおけるインド独立運動情勢をふまえ対
インド工作の進め方につき意見具申

バンコク 5月2日後発

本省 5月3日前着

第八一號(館長符號扱、部外極祕)
往電第七三三六號ニ關シ

「タイ」ニ於ケル獨立運動ノ情勢及卑見左ノ通

三 対インド施策

一、本件運動ニ當リ居ル「ナショナル、カウンシル」及「インデペンドンス、リーグ」ハ主義主張ニ於テ何等相容レサル所ナキモ「リーグ」ハ軍ニ於テ馬來作戰ニ利用ノ義勇軍驅リ集メノ爲結成セシメタルモノニシテ階級及智識程度低ク政治運動ニ對スル經驗能力ニ缺クル所アリ一方「カウンシル」ハ故「スマミ、サチヤナンダ、ピューリー」ヲ指導者、「ダース」ヲ書記長トシ特ニ「ピ」ハ古クヨリ各種思想文化運動ニ携ハリ印度人及「タイ」側ニ信望厚ク「ダース」亦有望ナル實踐運動家トシテ勢力ヲ有シ「ピブン」首相モ之ヲ支持シ居リ現在當地獨立運動ノ實權ハ事實上「カウンシル」ノ握ル所ナリ

軍側ニ於テハ「リーグ」關係義勇軍ノ作戰ニ對スル功績（馬來方面作戰及印度人宣撫ニ多大ノ效果アリタル趣）竝ニ將來ノ利用價值ニ鑑ミ之カ助成ニ當ルト共ニ「カウンシル」トノ融和協調ヲ計ラシメルコトシ當館ニ於テモ「カウンシル」ニ對シ協調的態度ヲ執ラシムル様指導シ最近兩者間ニハ獨立運動ニ關スル限り協力ノ諒解成リタルモ階級種族知識程度ノ相違等ノ爲眞ニ協力ノ實ヲ舉クルコト未タ困難ノ實情ナリ

二、⁽²⁾其ノ後在獨「ボース」及其ノ一味ノ本件宣傳益々活潑トナレルコト當地獨逸公使館ノ態度特ニ獨系通信員及情報工作者ヲシテ運動ノ推移ニ付詳細報告ヲ爲サシメ居ルコト印度人首腦部ノ動靜傾向ニ付周到ナル調査ヲ進メ居ルコト及「チャンドラ、ボース」擁立ノ氣運醸成ニ努メ居ルコト等其ノ他各種諜報ヲ綜合スルニ獨側ハ本運動ヲ益々積極化シ居リ就中「ボース」擁立ヲ以テ印度ニ反英ヲ激成スルト共ニ將來ニ對スル發言權ヲ留保セントスル底意ナルコト想像ニ難カラス（柏林ニ於ケル印度人及在歐印度人代表大會ノ「ボース」ヲ首領トスル獨立決議、「タイ」國ヲ含ム世界各地ヨリ「ボース」擁立ノ要望アリトスル情報ノ世界的宣傳）然ル處當地印度人上層部ハ冒頭往電ノ通り殆ト例外ナク右「ボース」支持ノ心情ニ變リナク此ノ點獨逸側ノ要望ニ一致シ居リ我方ニ於テ人爲的ニ之ヲ枉ケシムルコト不可能ニテ從テ貴電第三九一號力若シ「チャンドラボース」ヲ運動ヨリ除外シ在日「ボース」ヲ當地ニ於ケル運動ノ直接指導者タラシムル趣旨ナルニ於テハ當地ノ關スル限り必シモ得策ニアラス尤モ印度人首腦部ハ「チャンドラボース」ヨリノ任命ニ依リ

在日「ボース」又ハ他ノ何人カカ東洋ニ於ケル運動ノ指導者トナルニ於テハ之ニ協力スルコトニ異議ナク要スルニ在外「フリーアインディア」ハ「チャンドラ、ボース」ニ歸一セシムルニ外ナシト爲スモノナリ

三、「タイ」ハ地理的國際的地位ヨリ將來本運動ノ據點タルヘク從テ「タイ」ニ於ケル運動ノ動向ハ工作上重要視スルヲ要シ特ニ獨側ト無關係ニ我方獨自ノ立場ニテ押進ムトセハ獨側「ボース」ヲシテ一方對印蹶起工作ヲ進メシムルト共ニ(此ノ場合隱密ニ當地ヲ中繼トシ連絡スル可能性ナシトセス)對在「タイ」印度人誘導ノ實效的強化ニ乘出スヘク而モ「ボース」ノ信望實力ヨリ見之ヲ無視シ難ク旁々軍事行動上ノ必要ハ暫ク措キ政治工作ノ見地ヨリセハ印度内部ノ攬亂ニ依ル我方ヘノ誘導及内外呼應スル運動ノ激化ヲ指標トスヘキ現段階ニ於テハ印度政界及民衆中ノ活動分子ニ信賴ト繫リヲ持ツ適格者ヲ動員スルコト極メテ肝要ナリ

四、當館ニ於テハ本件ニ關シ主トシテ「カウンシル」ヲ利用指導シ獨立思想激成ニ當ラシムル一方印度人主腦部ノ誘導ニ事缺カサル様努メシムルト共ニ軍ノ工作ニ側面的ニ

協力シ居ルモ軍側ノ遣リ振りハ獨斷且非協調的ナルコトアリ本件ハ單純ナル作戰ノ一手段トシテ扱ハルヘキ性質ニアラサルニ加ヘ事態ノ推移ハ獨伊對各國トノ政治的、外交的特性ヲ帶フルニ至ルヘク旁支那事變其ノ他ニ於テ屢々見ル如キ出先機關繩張リ爭ヒニ依ル大局的失敗ヲ避

クル爲當館ニ於テハ今後トモ極力軍機關ト緊密協力スル方針ニ付中央ニ於テモ此ノ點軍ニ徹底セシメラレ恰モ汪擁立ニ於ケル影佐機關ト外務側トノ協調ノ如ク岩畔機關ニ外務省職(員)ヲ參劃セシムルコトニ在リ其ノ實效ヲ舉クルコト致度シ尙當館トシテハ本件ニ關シ關係國特ニ獨及「タイ」ノ施策ニモ對處スル爲一層立入りテ工作ニ關與協力スル要アルニ付本件政府ノ方針其ノ他必要事項充分御指示相成様致度シ

752
昭和17年5月3日

在伊國堀切大使より
東郷外務大臣宛(電報)

インド及びアラブに關する日独伊三国共同声明の実施留保をチアノより要請について

ローマ 5月3日後発

本省 5月4日前着

753

昭和17年5月4日 在独国大島大使より

東郷外務大臣宛(電報)

第三一四號(館長符號扱、至急)

貴電第一二九號ニ關シ

本三日求メニ依リ「チアノ」外相ヲ往訪シタル處「チ」ハ

本件共同聲明ニ關シ獨逸政府ト協議シタルカ本聲明ハ趣旨

ニ於テ全ク賛成ナルモ其ノ時期ニ關シテハ今暫ク留保シタ

ク若シ印度ニ對シテノミ聲明セラルニ於テハ何時ナリト

モ獨伊兩國ニ於テ之ヲ「サポート」スルニ咨カナラストノ

コトニ意見ノ一致ヲ見タリ「アラビヤ」ヲ含ム聲明ノ時期

ニ關シテハ樞軸側ノ實力カ「アラビヤ」民族ヲ充分援助ス

ルニ足ル地域ニ及ヒタル時トシタク然ラサレハ「アラビヤ」

民族ヲシテ徒ニ英國ノ壓迫ニ苦シマシムルノミナリ曩ニ自

分及「リツベントロップ」外相ヨリ「ガイラニイー」ニ對

シ書翰ヲ以テ其ノ將來ヲ保障シタルカ右ハ「アラビヤ」ニ

對スル獨伊兩國ノ意圖ヲ明カニシタルモノナリト述ヘ御希

望ナラハ右書翰ノ內容ヲ追テ内示スヘキ旨述ヘタルニ付右

内示方希望シ置ケリ

獨ヘ轉電セリ

インド及びアラブに関する日独伊三国共同声明の当面実施見合せにつきリップベントロップ より要請について

ベルリン 5月4日後発

本省 5月5日前着

第五七四號(館長符號扱)
往電第五七一號ニ關シ

「リ」外相ヨリ印度「アラビア」ニ關スル三國共同聲明ニ付テハ「ヒ」「ム」會談ニ於テ詳細研究セルカ兩人トモ原則的ニハ日本ノ提議ニ全ク同意ナルモ此ノ際單ニ軸象的

(「プラトニツシユ」)ナル聲明ヲ出スコトハ有效ナラス漸次行動力之ニ附隨スルカ如キモノナラサルヘカラス最早(以下八語脱照會中)^(編注)笑トナルノミナラス折角ノ芽ヲ摘ミ取ラルルコトトナル惧アリトノ意見ニシテ又「アラビア」問題ハ「ヴィシー」及土耳其ノ關係上特ニ機微ナルモノアル一

方「ヒ」總統トシテハ今日獨ノ攻勢ノ方向ヲ能フ限り祕密ニシタキ強キ希望モアリ之等種々ノ點ヲ考慮ノ上本件ハ當

分見合スコトシタキ意見ナリト述へ尙本件ニ付テハ羅馬ニ於テモ日本側ニ對シ同趣旨ノ回答アルヘシト附言セリ依テ本使ヨリ右ハ全ク當初ノ日本側ノ主張ト同一ナラスヤト問ヘルニ「リ」ハ之ヲ首肯シ從テ「ヒ」「ム」會談ニ於テ右日本政府カ嘗テ述ヘラレタル意見ニ從ヒ決定シタル旨報告セラレ差支ナシト述ヘタリ依テ更ニ本使ヨリ本件ハ元來貴大臣ノ發言ニ基キ本使ヨリ強ク東京ニ勸メタルモノナルニ今更獨側ニ於テ之ヲ引込メラレテハ本使トシテ誠ニ不快ニ感スル次第ナルヲ述ヘタルニ「リ」ハ實ハ自分ハ今日テモ共同聲明ヲ爲スコト有效ナリト信シ居リ「ザルツブルグ」

ニ於テ「ヒ」「ム」ニモ之ヲ強ク主張シタルモ遂ニ容レラレサリシハ遺憾ナリトモ述ヘタルヲ以テ本使ヨリ印度ニ關シテハ「マンダレー」攻略成レル此ノ際既ニ軍事的的前提モ存在スルニ付本國政府ノ意嚮ハ承知セサルモ印度ノミ切離シテ聲明ヲナスコトハ如何ト答ヘルニ「リ」ハ「アラビア」

ヲ度外視シ印度ノミニ關シ之ヲ行フハ「アラビア」人ノ間ニ種々ノ疑惑ヲ生シ對「ア」工作上甚タ具合惡シ尤モ日本カ印度工作ヲ強化セラレルコトハ獨トシテ最モ喜フ所ニシテ能フ限り之ヲ援助スヘキコト勿論ナリ例へハ從來行ヒ居

リシ「ボーズ」ノ聲明ノ如キモ日本政府ノ御意嚮ニ依リ如何様ニモ變更スヘシト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ私見トシテ然ラハ「ボーズ」ヲ東亞方面ニ送ルカ如キコトハ如何ト問ヘルニ「リ」ハ獨トシテハ勿論右ニ何ノ異存ナク連絡ノ可能性出來次第何時ニテモ之ヲ實施シ得ヘシト答ヘタルヲ以テ

更ニ本使ヨリ日本政府ノ希望ニ應シ在「タイ」國及「アフガン」ノ獨側公館ヲ協力セシムルコトモ考慮セラレタシト述ヘタルニ「リ」ハ之ニ關シ御申出アラハ御希望ニ應スヘシト述ヘタリ

最後ニ本使ヨリ本件ヲ軍事的前提ノ成ル迄延期スルトセハ結局本年秋ノ末頃ニナルヘキヤト問ヒタルニ「リ」ハ自分ハ決シテ其レ程遲クナルモノトハ思ハスト強調シ居リタリ尙後刻午餐ノ際同席セル「アルフェリ」モ本使ニ對シ自分モ「リ」外相ト同意見ニシテ「ザルツブルグ」ニ於テハ「リ」カ隨分強硬ニ主張シタルモ終ニ妙ナ決定ニナリ甚タ遺憾ナリト述ヘ居タルカ之等ノ言及ヒ從來獨外務當局ト折衝シタル際ノ調子ヲ綜合スルニ結局本件ハ「リ」ニ於テ「ヒ」總統ニ對シ大イニ勸奨シタルモ總統トシテハ「アラ

ビア」問題ヲ繞ル伊太利トノ機微ナル關係上直接伊太利ノ眞意ヲ確ムル迄押ヘ置キタル處「ザルツブルグ」ニ於テ伊側ニ種々故障アルコト明カニナリタル爲暫ク延期スルニ決シタルモノト認メラレ本件遲延シタル理由モ右ニ依ルモノト存セラル

編注 訂正報により脱字箇所前後は以下のように修正された。

「…若シ過早ニ之ヲ行ヒテ效果ナキ時ハ世界ノ物笑トナルノミナラス…」

754 昭和17年5月5日 在伊国堀切大臣宛(電報) 東郷外務大臣宛(電報)

日独伊三国共同声明実施を留保した伊国側の
意図について

ローマ 5月5日後発

本省 5月6日前着

第三一八號(館長符號扱)

往電第一二九號ニ關シ

「プルナス」ノ説明ニ依レハ本件聲明ハ大局ニ於テ原則的

ニハ同意ナルモ若干修正ノ必要アリ殊ニ「アラビア」ニ關シテハ然リトス時機ハ今日ヲ適當トセヌ特ニ軍事的見地ヨリシテ實力整ハサルニ本件聲明ヲ爲スハ徒ラニ理論ニ終ルノ惧アリ日本ハ印度ニ近キモ獨伊ハ「アラビア」ニ遠ク印度ニハ更ニ遠キ次第ニシテ今日ノ狀態ニテハ共同聲明ヲ爲サハ右ニ力ヲ得テ若干ノ暴動等惹起スヘキモ容易ニ鎮壓セラレ「イラク」ノ二ノ舞トナリ却テ英國ニ依リ樞軸國側ノ微力ヲ逆宣傳セラル結果トモナルヘキヲ以テ本聲明ハ日獨伊ノ實力行使シ得ル時期迄待ツヲ至當トスヘク日本カ印度洋ニ於ケル軍事上必要ナラハ獨伊ハ曩ニ爲サレタル東條首相ノ對印聲明ヲ宣傳シ支援スヘク今後尙此ノ種聲明爲サルニ於テハ又之ニ對シテモ支持ヲ吝マサルヘシ元來伊太利トシテハ本聲明提案ニ對シテハ左シタル異議ナカリシ次第ナルカ過般ノ「ザルツブルグ」會見ニ於テ獨伊間ニ前述ノ如キ意見ノ一致ヲ見タル趣ナリ

尙「グラムブチ」及「ガイラニー」ハ獨伊ニ對シ將來ノ獨立保障ヲ書翰ヲ以テ要求シ居タル次第ナリシ處三日「チアノ」「リツベン」兩外相ヨリ夫々個別的ニ英國ノ支配下ニ在ル「アラビヤ」諸國ノ獨立ヲ支持スヘキ趣旨ノ祕密書

翰ヲ兩人ニ與ヘタル趣ナリ（上記書翰ハ本使發獨逸電報第

一二號ノ書翰トハ別個ノモノナリ）

本電陸軍側へ御内示アリタシ
獨ヘ轉電セリ

編　注　昭和十七年五月六日の大本營政府連絡會議において、

「印度「アラビヤ」ニ關スル三國共同宣言案」はしば
らく実施を見合せることが決定した。

755

昭和17年5月6日

在独國大島大使より
東鄉外務大臣宛（電報）

チャンドラ・ボースの動向などに関するリツ
ベントロップとの会談について

ベルリン　5月6日前発

本　省　5月6日後着

第五八四號（館長符號板）
往電第五七二號ニ關シ

四日前日ニ續キ更ニ「リ」外相ト約一時間半會談セリ冒頭
「リ」ハ經濟問題ニ付テハ目下折角研究中ナルニ付一兩日

待タレ度ク自分カ大本營ニ赴ク前ニ片附クヘキ旨更ニ繰返
シテ述ヘタリ會談要旨左ノ通り

一、「リ」ヨリ獨逸ノ戰爭遂行上日本ノ印度洋方面進出ニ關
シ大體ノ豫想時機等ニ關シ其ノ輪廓ナリトモ承知シ得ハ
獨トシテ誠ニ幸甚ナル旨述ヘタルニ依リ本使ヨリ事作戰
ニ關シテハ自分ハ何等知ル所無ク又我國慣例トシテ輪廓
スラモ事前ニ之ヲ他國ニ洩ラスコトハ甚々困難ナルヘキ
旨答ヘ置ケリ

二、「リ」ヨリ「ボース」ノ宣傳ニ付テ自分トシテハ大體可
ナリト認メ居リ日本側ノ宣傳トモ相俟チ相當ノ效果ヲ舉
ケ居ルモノト認ムルカ（「リ」ハ「コングレス」派ノ一領
袖カ今日トナリテハ如何ナル國家ニテモ可ナルカ印度ニ
進入シ來タル事カ印度ノ獨立ヲ促進スルモノナリトノ意
見ヲ述ヘタル趣ノ情報電報ヲ示セリ）日本側ノ御意見如
何御希望アラハ何ナリトモ申出テラレ度キ旨重ネテ述ヘ
タルニ依リ本使ヨリ「ボ」トハ我カ大使館員ニ於テ絶エ
ス連絡ヲ執リ居リ又本使モ數次會見シ日本側ノ意嚮モ良
ク了解シ居ル筈ニテ日本側モ大體満足シ居ルモノト認ム
ル旨答ヘ置ケリ尙「リ」ハ三國共同聲明問題ニ關シ昨日

三 対インド施策

申シ忘レタルカ歐洲ニハ現在獨伊ノ占領下ニ相當多數ノ民族アル處是等ニ付何等言及スルコト無キモ印度等ノミニ聲明スルコトハ英米側ニ利用セラルヘシトノ意見モアリタル旨語リ居リタリ

三⁽²⁾本使ヨリ獨ノ對蘇攻勢力成果ヲ舉ケタル場合「スター

ン」政權力和平ヲ申出スルカ如キコトアリトセハ獨トシ

テ之ニ應セラル御考アリヤト問ヘルニ「リ」ハ斯ル場

合ニ於テモ果シテ「スター・リン」カ和平ヲ申出テ來ルヤ

否ヤモ不明ニシテ未タ眞面目ニ考慮シアラサルモ假令之

ニ應スル場合アリトシテモ獨トシテハ從来ヨリ「ヒ」總

統ノ懷抱シアル東方政策遂行ノ企圖ヲ完全ニ獲得シ且ツ

蘇聯邦カ「マハトマ・ガандーハ」トシテ存在スル能ハス

全然無害ノモノトスル條件ヲ課スルコト勿論ナリ但シ先

般貴大使ニモ申上ケタル如ク對蘇攻擊前獨蘇和平ヲ行フ

如キ意思ハ毛頭獨側ニハ存セスト答ヘタリ

四、尙本會談中「リ」ハ獨ノ對佛及對伊政策ハ非常ニ慎重ヲ要スル旨述ヘ佛ニ關シテノミ獨ハ「ダルラン」ニハ信用ヲ置キ居ルモ萬一佛海軍カ英側ニ附キテ地中海ヲ荒シ廻ルコトアリテハ面倒ナルヲ以テ絶ヘス壓力ヲ加ヘツツ佛

ニ對スルヲ必要トスト語リシカ伊ニ關シテハ何等言及セス恐ラク口ヲ滑ラシタルナルヘク「リ」ノ口吻ヲ察シ伊太利ノ面子ヲ立ツル爲種々ノ苦心存スルコト殊ニ伊ノ地中海方面ニ對スル要求ト他ノ諸問題ト調節スルコトニハ獨トシテハ困惑シ居ルヤノ印象ヲ受ケタリ

756

昭和17年5月8日

在タイ石井代理大使より
東郷外務大臣宛(電報)

インド独立を求めるチャンドラ・ボースのイ
ンド向け放送につき注意喚起

第八六一號(館長符號扱)

在京「ビハリボース」六日「ビルマ」攻略ニ關聯シ印度人ニ蹶起ヲ促ス對印放送ヲ爲セル趣ノ處當方ニテ接受ノ伯林放送ニ依レハ在獨「チャンドラボース」カ恰カモ同日在歐一放送局ヨリ「英帝國ノ運命旦夕ニ迫リツツアルモ印度ノ運命亦極メテ不安ナリ今ヤ印度ハ獨立獲得ノ爲ノ最後ノ戰ニ入ラントス我々在外印度人ハ獨立ノ爲ニ將ニ開始サルヘ

キ武力鬭争ノ用意アルノミナラス戰後建設ニ對スル凡ユル

準備アリ余ハ自由印度ハ如何ナル外國ノ干渉ヲモ受クルコ

トナクシテ自ラノ統治組織ヲ決スルコト竝ニ正義平等親愛ノ基礎ニ於ケル社會秩序ヲ打立ツヘキコトヲ茲ニ確言ス云々」

トノ趣旨ヲ放送セル趣ナリ右ハ我方ノ「ビルマ」攻略ト印

度防衛問題ヲ繞リ機微ナル政治的展開ヲ示シ居ル現下ノ情

勢ニ徵シ極メテ注意ヲ要スヘキ發言ニシテ殊ニ他國ノ干渉排除及戰後建設問題ヲ公言スルニ至リタル點ハ獨側トノ諒解ノ上ナルヘキハ想像ニ難カラス在獨「ボース」指導ニ依ル此ノ種宣傳ハ益々激化セラレ内外印度人カ全面的ニ之ニ追隨スルニ至ルナキヲ保セス往電第八一一號ノ次第モアリ

右御参考迄



757 昭和17年5月16日

在タイ石井代理大使より
東郷外務大臣宛電報

岩畔機関設置後の対インド工作につき同機関

長と協議について

バンコク 5月16日後発

本省 5月17日前着

第九二〇號(部外祕、館長符號扱)
印度問題ニ關シ

一、岩畔大佐小關少佐ヲ同道十四日西貢ヨリ來着本使ヲ來訪機關新設ニ關聯シ爾今大使館側ノ協力ヲ得タキ旨申出タリ

從來印度工作ニ付テハ日本側ニテ一貫セル方策乃至統制アル機關ヲ有セス今日迄ノ處軍ノ謀略ニ利用ノ外ハ當館

及軍側ノ支持ニ依ル獨立機運釀成ヲ目的トスル内外問題ヲ主トシ協力且具體的實行運動ニ觸ル能ハサリン處爾今當館係官ト同官トノ間ニ有機的聯絡ヲ密ニシ苟モ外交及對印工作力喰違ヒヲ生スル如キコト無キ様聯絡協調ヲ期スルコトニ諒解ヲ遂ケアルニ付中央ニ於テモ然ルヘク

施策方御配意相成度シ

二、岩畔武官ハ既ニ約百名ノ要員ヲ整ヘ逐次當地ニ來着シツアリ六月上旬中ニハ現地整備ノ見込ナリ

三、現地獨立運動ノ二團體ノ統合方豫テ當館及軍側ヨリ印度人首腦部ニ慾懃シ置キアリタルカ其ノ後「ダス」ノ工作宜シキヲ得且「マライ」其ノ他ヨリノ有力者モ介入シ兩者間ニ合體ノ議纏リ五月十五日正式決定ヲ見タリ

758 昭和17年5月21日

在伊国堀切大使より
東郷外務大臣宛(電報)

獨国の対インド態度に関する情報

ローマ 5月21日後発

本省 5月22日前着

第三五二號(館長符號扱)

二十日「シェダイ」ノ館員ニ語ル所ニ依レハ「ガイラーニ」

ハ「シェ」ニ對シ「ガ」カ前回滯獨中獨側ヨリ「イラク」

獨立ノ曉ハ「イラク」石油ノ獨占ヲ獨側ニ認ムヘキコト竝

ニ右支拂方法ハ一部ハ現金ヲ以テスルモ大部分ハ農具ヲ主

トスル物品ニ依リ爲サルヘキコトノ要求アリタルカ右ハ餘

リニモ過大ナル要求ナルニ付今回ノ訪獨ニ當リ之ニ關シ何

等代案ヲ提起スル筈ナル處右ニ對シテハ伊側ハ今尙關知シ

居ラスト語リタル趣ナリ

尙「シェ」ハ最近確實ナル筋ヨリ得タル情報ナリトテ目下

里斯本ニ於テ獨側代表ト英右翼系代表トノ接觸行ハレ居リ

獨ノ「コーカサス」戰一段落ノ際ハ「チャーチル」内閣崩

壞シ其ノ後ノ新内閣ト獨トノ間ニ妥協成立ノ可能性ナシト

セス更ニ最近獨逸ハ英帝國保存ノ政策ニ轉シタル爲對印宣

三 対インド施策

言ハ爲ササルヘシト述ヘ居リタル趣ナル處右ハ直ニ信ヲ措
クヘキモノニ非ルコト勿論ナルモ先般「ボーズ」來羅ノ際
「ボ」ハ獨側カ對印共同聲明ニ贊成セサルハ今尙獨側ニ對

英妥協ノ底意アルモノト思考スル旨語リ居リ又曩ニ「ブル
ナス」モ對印共同宣言ニ關シ伊側ニハ何等異議ナキモ獨ニ
テ溝リタル旨内話セル如キハ獨側對印態度ヲ窺ハシムルモ
ノアルヤニモ存セラル御参考迄

759

昭和17年6月4日

在独國大島大使より
東郷外務大臣宛(電報)

ヒトラーとの会談においてチャンドラ・ボー

スよりアジアでの独立運動に尽力したいとの

希望を表明について

ベルリン 6月4日後発

本省 6月5日前着

第七一五號(館長符號扱)

往電第七〇六號

右會談ノ際「リ」ハ二十八日「ヒ」總統カ「ボーズ」ヲ引

見シ同人ノ希望等ヲ訊ネタル處「ボ」ハ歐洲ニ在ルヨリハ

成可ク早ク東亞ニ赴キ印度ノ近クニ於テ獨立運動ニ盡力シ度キ希望ナル旨述ヘタルニ總統ハ之ニ關シ差當リ獨トシテハ武力的援助ヲ爲ス能ハサルモ其ノ他ニ付テハ所要ノ援助ヲ行フコトヲ辭セス東亞ニ赴ク交通手段ニ關シテモ與フ限りノ援助ヲ爲スヘキモ本件ニ付テハ日本政府ノ意嚮ヲ尊重スル要アル旨答ヘラレタル旨語レリ

尙「ボーズ」ハ右接見ノ前後ニ本使ヲ來訪シ右希望及東亞方面ニ於ケル將來ノ活動等ニ付テ縷々述フル所アリタルカ其ノ内容ハ同席セル山本大佐ヨリ陸軍宛電報セルニ付委細右ニ依リ承知アリタシ

(二)我方反獨感カ獨逸自體ノ遺方ニ基因スルコト勿論ナルモ他方内外親英分子ノ計畫的離間宣傳ニ乘セラレ居ルモノナキヲ保シ難キ處對英米戰爭ノ大目的ニ鑑ミハ此ノ際日獨關係ニ鱗ヲ入ルルカ如キコトハ極力防止ノ要アリ然シテ日獨關係保持ノ方策ハ兩國協調精神ノ增進ヲ計ル半面苟クモ兩國關係ニ摩擦ヲ生セシムルカ如キ種子ヲ双方ニ於テ拔本的ニ芟除スルコト必要ニシテ(此ノ點獨逸カ白、蘭其ノ他ノ進駐ニ際シ友邦ノ外交機關ト雖モ閉鎖ヲ斷行シタルニ對シ寧ロ我方ノ希望ニ依リ設置セラレタル

注意ヲ惹キツツアリ當國內ニ於テモ錫買付協定、「タイ」國ノ南方諸民族ニ對スル支配權支持、印度工作等ニ關スル噂喧傳セラレ居リ(就中印度問題ニ付テハ獨逸公使館員等頻繁ニ印度人ニ接觸シツツアルコトハ事實ナルモ夫

レ以外ノ活動狀況ハ果シテ何ノ程度迄事實ナルヤ不明ニシテ折角探査中ナリ)右ハ當地ニ來往ノ軍人新聞記者等カ齋ラシツツアル支那殊ニ上海方面ニ於ケル暗躍振リニ關スル情報ト相俟チ一般ノ對獨警戒心ヲ刺戟シツツアル有様ナルカ此ノ種空氣ハ恐ラク當地以外ニ於テモ可成り強キモノアルヤニ察セラル

760

昭和17年6月5日

在タイ石井代理大使より
東鄉外務大臣宛(電報)

「大東亞共榮圈」内における独国暗躍への対

策につき意見具申

バンコク 6月5日前發
本 省 6月5日後着

第一〇九六號(外機密、館長符號扱)

(一)最近東亞共榮圈内ニ於ケル獨逸ノ暗躍活潑化ハ各方面ノ

在支獨逸外交機關ノ活動ヲ氣ニ病ムコトハ矛盾ノ感アリ)

此ノ見地ヨリスレハ東亞共榮圈内ニ於ケル獨逸側ノ面白

カラサル行爲施設ニ對シテハ堂々禁遏方ヲ要求スルコト

却テ兩國關係ヲ保持スル所以ナルヘシ

(三)印度問題ハ英米側ノ曰獨離間政策ノ好對象タルヲ失ハサ

ル處殊ニ獨逸側カ東亞ニ於テ積極的ニ印度工作ヲ行フコ

トハ徒ニ兩國間相剋ヲ繁カラシムル惧アルヲ以テ宜シク

此ノ際兩國施策ノ繩張リヲ明確ナラシムルコト然ルヘク

即チ

(イ)兩國ハ印度工作ニ關シ充分ナル協調ヲ保ソコト

(ロ)東亞ヨリノ工作ハ日本歐洲ヨリノ工作ハ獨逸カ夫々主

體トナリ一方ノ繩張リ内ニ於テハ他方ハ直接工作ヲ行

ハサルコト

(ハ)中央現地トモニ緊密ニ情報ヲ交換スルコトヲ獨逸トノ

間ニ取極メヲ行フコトト致度シ右ハ現地ニ於テモ善處

スル所存ナルモ他地方ニ於テモ共通ノ事情アル次第ニ

モアリ中央ニ於テ全面的解決ヲ計ルコト望マシキ次第

ナリ

三 対インド施策

(四)本件岩畔機關ト聯絡済

御見込ニ依リ關係公館へ轉電アリ度シ

761 昭和17年6月6日 在タイ坪上大使より

東鄉外務大臣宛(電報)

印度問題に關する岩畔大佐と在タイ獨國武

官との會談について

バンコク 6月6日後發
本省 6月7日後着

第一一二九號(館長符號扱、外機密)

往電第一〇九六號ニ關シ

三日獨逸公使館「シヨル」武官印度問題ニ關スル聯絡振打合ノ趣旨ヲ以テ岩畔大佐ヲ來訪アリ同大佐ノ希望ニ依リ岩田書記官ヲ立會ハシメタルカ會談要領左ノ通り

(一)共同宣言ニ關シ

岩畔ヨリ曰獨双方トモ印度ニ對シ野心ナク民族自決ヲ計ルコトカ兩國共通ノ目的ナル以上印度問題ヲ繞リ兩國ノ協調ハ當然ニシテ日獨共同宣言ノ如キ豫テヨリ自分ノ持論ニモアリ過去ノ經緯等ハ水ニ流シ速ニ之ヲ實施シタシトノ意見ヲ述フレハ「シヨル」相鎌ヲ打ツ

(二)「チャンドラ、ボース」ニ關シ

岩畔ヨリ日本側ハ其ノ領域内ニ二百萬ノ印度人ヲ有シ有力ナル兵力編成ヲ望ミ居ルト共ニ多數亡命政客ヲ擁シ居ルモ眞ノ智識階級ニ乏シク思想的政治的ニ印度ヲ惹付クルニ足ラサル憾アルニ反シ獨逸ハ「ボース」ナル大立者ヲ有スルモ手足トナルヘキ勢力ヲ缺ク若シ兩者ヲ結合シ得レハ一層大ナル力ヲ形成シ得ヘク「ボース」ヲ盤谷邊ニ移スコトモ一策ナラントノ意見ニ對シ「ショル」現段階ニ於テハ放送其ノ他ニ依ル宣傳工作ニ主力ヲ注クコト然ルヘシト答ヲ外ラス

(三)獨逸ノ工作振ニ關シ

岩田ヨリ最近東亞ニ於ケル獨逸ノ活動殊ニ印度工作ニ付テハ面白カラサル「デマ」飛ヒ居ル處此ノ間親英分子ノ暗躍ニ乘セラレサル意味ニ於テモ世間ニ疑惑ヲ生スル如キ行動ハ獨逸側トシテ出來得ル限り自制ノ要アルヘシトノ要望ニ對シ「ショル」現在獨逸公使館ハ專ラ印度關係情報ノ蒐集ニ從事シ何等積極的工作ヲ行ヒ居ラサルヲ以テ安心アリタシスル「デマ」ヲ防止スル爲ニモ今後益々聯絡ヲ密ニスル要アリト答フ

御見込ニ依リ轉電アリタシ

762

昭和17年6月10日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報)

チャンドラ・ボースを招聘し指導者として擁立する案につき日独間で協議について

バンコク 6月10日後発
本省 6月11日前着

第一一五七號(館長符號扱)

九日印度問題打合ノ爲岩畔大佐、岩田書記官、獨逸公使館、印度工作主任「ウエンドラント」書記官會見セルカ「チャンドラボース」問題ニ關シ我方ヨリ我方ニハ有力ナル指導者無キヲ以テ差當リ委員制ヲ運用シ將來適當ノ人物現ハルルヲ待チ之ヲ指導者ニ据エル方針ニシテ右ハ「ガンジー」、「ボース」、「ネール」何レタルヲ問ハサルモ此ノ際「ボース」呼寄セカ最モ望マシト言ヒタルニ對シ獨逸側ハ右ハ印度工作上實效的ナリト認メラルル場合ハ之カ實現方ヲ考慮スルコトトナルヘシト答ヘタリ

昭和17年6月22日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報)

岩畔機関による対インド宣伝工作方針につき報告

バンコク 6月22日後発
本省 6月23日後着

第一二六六號(極秘、館長符號扱)

岩畔機関ノ對印度宣傳方針左ノ通り

一、方針

東亞在住印度人ノ反英獨立機運ヲ涵養シ之ヲ強力ニ印度内ニ反映透浸セシメ反英鬪争ヲ激化セシム

二、宣傳要領

(一)印度獨立ニ對スル日本ノ援助ハ一ニ人類ノ公敵ヲ共通ニシ且文化ヲ同シウスル印度民衆ノ解放ヲ念願トスル至情ト印度ヲ日英戦争ノ戰場タラシムヨリ救ハントスルモノナルヲ強調シ帝國ノ何等他意ナキ誠意ヲ感得セシム

(二)英國ノ對印侵略、搾取、迫害ノ罪業、欺瞞政策崩壊化必至ノ情勢ハ日本ノ絶對優勢、東亞在住印度人並ニ非

壓迫民族ニ對スル厚意ヲ強調ス

(三)東亞全印度人ノ反英獨立鬪争ノ理念ト澎湃タル獨立運動ノ發展狀況ヲ反映セシム

(四)英國ノ印度増援ノ困難及印度ノ孤立化ヲ強調シ印度自由平和及完全獨立ヲ獲得スルカ戰火ノ慘禍ヲ嘗メ永遠ニ獨立ヲ喪失スルカノ岐路ニ在ルヲ自覺セシメ現在コソ完全獨立ノ好機會タルヲ強調ス

(五)印度問題ヲ中心トスル英蘇ノ離間宣傳ヲ實施スルト共ニ敵側ノ日獨離間宣傳ヲ封ス

(六)本宣傳ハ印度人側ヲシテ自主的ニ實施セシムルヲ主眼トシ日本側ハ之ニ總ユル協調援助ヲ與フルト共ニ直接實施スル宣傳ハ印度人側ノ宣傳ニ即應スル如ク實施ス

三、宣傳實施上ノ注意事項

(一)差當リ印度國內指導者ヲ窮地ニ陥レサル様支援ス
(二)特定黨派宗教人種ヲ對象トセス其ノ全部ヲ抱容シ且指導者下級有識層軍隊等ヲ對象トシテ實施ス
(三)脅日感ヲ抱カシメサル様留意ス

764 昭和17年6月24日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報)

インド独立連盟によるバンコク会議に対する

対応振りについて

バンコク 6月24日後発
本省 6月25日前着

第一二八五號(部外祕、館長符號扱、大至急)

往電第一二八二號ニ關シ

一、本大會ハ當初ヨリ印度人自身ノ大會トシテ岩畔機關其ノ他外部ヨリ何等干渉セス彼等ノ自由討議ニ於テ大會ヲ進行セシメタリ

二、但シ最後ノ總會ニ先立チ先日 Subject Committee ノ採擇

セル決議原案ヲ送付セシメ委員「ラガバン」(馬來代表)

ヨリ説明ヲ求メタル結果印度國軍組織ニ關スル事項ニ關

シ日本側ノ指導ヲ前提トスルコトヲ提議シ「ラガバン」

之ヲ承認セリ即チ印度國軍組織ニ關シ在東亞全印度兵ヲ

直ニ獨立聯盟ノ自由使用ニ委ス(at the Disposal of)トノ

條項及右ニ關シ東亞在住印度兵及一般民ヨリ徵募ストノ

條項ニ關シ日本トノ連絡ヲ前提ト爲ス旨了解セシメタリ

三、印度國旗承認問題ハ大會進行中日本側ニ難色アルヘキヲ

豫想シ相當問題トナリタル趣ナルモ日本政府ニ對スル請

願書ニ於テハ結局獨立聯盟ノ旗トシテノ承認ヲ要請スル

コトトセリ

四、「ラガバン」招致前印度人側ニ於テハ岩畔機關ノ壓力ニ

依リ相當ノ内容修正ヲ餘儀ナクサルルヲ豫想シ悲觀的空

氣アリタルモ岩畔大佐ハ大略原案ニ近キ程度ヲ日本政府

ヘノ請願書ニ織込ムコトヲ許容セルヲ以テ憂色一掃大ナ

ル期待ヲ抱キツツアリ

五、日本政府ヘノ請願書ハ別添大會決議ト共ニ全文岩畔機關
ヨリ電報セルヲ以テ右御參照相成度シ

765 昭和17年6月27日

在伊國彌切大使より
東郷外務大臣宛(電報)

チャンドラ・ボースのアジア行方に關する伊

国側の意向について

ローマ 6月27日前發

本省 6月28日前着

第四一八號(館長符號扱)

二十六日加瀬「プルナス」局長ト要談ノ際同局長ヨリ御承

バンコク 6月30日後発

知ノ如ク「ボース」ノ東亞行ニ付テハ伊政府ハ同人ヲ飛行
機ニ便乗セシムル用意アリタルカ特ニ日本政府ノ意図ヲ承

本省 7月1日前着

知シタク照會中ナリシ處最近「インデルリ」大使ヨリ東條
首相ノ御話ニテハ差當リ都合惡シトノコトナル趣電報アリ
飛行機ハ茲數日中ニ出發スヘク何レニセヨ間ニ合ハサル處

ナルカ在伯林ノ「ボ」ニ斷ハル様手配シタリ伊側トシテハ
第一三五一號(部外祕、館長符號拔)
往電第一二〇三號ニ關シ

同人ハ大物ノコトナレハ東亞ニアリテコソ役ニ立ツヘク歐
洲ニアリテハ實際仕様無キニ付成ルヘク早ク東亞ニ送リタ
キ希望ナリ
右伊側ノ希望ハ日本政府ニ御傳ヘ願度シト申述ヘタル趣ナ
リ
獨ヘ轉電セリ

右伊側ノ希望ハ日本政府ニ御傳ヘ願度シト申述ヘタル趣ナ
リ
766 昭和17年6月30日 在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報)

インド独立連盟より対日要請書への回答要求
について

幹部ノミ盤谷ニ移駐スルコトナレリ尙岩畔機關關係情報
ハ中央ニ於テハ同機關ノ通報ヲ以テ正式情報トスルモノト
存スルニ付當館情報ハ内報トシテ取扱ヒ相成度シ

767 昭和17年7月3日

在独国大島大使より
東郷外務大臣宛(電報)

岩畔機関による対インド宣伝工作方針の見直
し及び対インド軍事行動実施につき意見具申

ベルリン 7月3日前発
本省 7月3日夜着

第八三七號(館長符號扱)

貴電合第一一四六號ニ關シ

岩畔機關ノ本方針ニハ貴電合第七六四號ニ依レハ當然外務
本省ニ於テモ御同意ノコトト存スル處北ア弗利加獨伊軍ハ
既ニ「アレキサンドリア」ニ迫ラントシツツアリ又對蘇戰
線ニ於テモ獨軍ハ必勝ノ自信ヲ以テ近ク大攻勢ヲ開始ゼン
トスルノトキニ當リ本宣傳方針ハ甚タ生温キ感ナキ能ハス
抑々印度ニ對シ何等實力ヲ加フルコトナク月並ノ文句ヲ竝
ヘタル宣傳ノミヲ以テ之ヲ全體的ニ我方ニヒツクリカヘサ
ントスルカ如キハ到底實現ノ望ミナキ空想ニシテ卑見ニ依
レハ此ノ際我方トシテハ印度内部ニ能フ限リノ混亂ヲ生セ
シメ英國ノ印度ニ於ケル地位ヲ益々動搖セシムル工作ニ全
力ヲ集中スヘキモノナリト存ス之力爲ニハ速ニ一部ノ對印

768

昭和17年7月7日

在独国大島大使より
東郷外務大臣宛(電報)

対インド宣伝工作の強化につき独国からの打

診について

ベルリン 7月7日後発
本省 7月8日夜着

第八六〇號(館長符號扱)

往電第八一五號ニ關シ

(欄外記入)
一、七日「フェーゼマイヤー」ハ館員ニ對シ貴電第五〇一號
ノ情報ハ獨側モ入(手)シ居リ日本政府ノ見解ニ全然同意
ナルニ依リ既ニ日本側原案通リノ「ライン」ニテ對印宣

軍事行動ヲ實施シ例へハ「タゴン」等ニ據點ヲ占メテ印度
内部ノ革命派ト呼應シ活潑ナル軍事謀略工作ヲ行フコト緊
要ナリ斯クシテ印度ヲ順次英國ヨリ引離スコトハ獨伊ノ進
撃ト呼應シ印度洋ヲ通スル日獨ノ聯絡ヲ開設シテ我方不敗
ノ態勢ヲ確立スル爲ノ絶對的前提ニシテ而モ右工作ハ樞軸
現下ノ勝勢ニ乘シ最モ速ニ之ヲ開始スルノ要アルヘシ

傳ヲ強化シ居ル旨語レル趣ナリ

關スル件

三、尙「フェ」ハ從來對印宣傳ニ當リテハ日本側ノ御希望モ

アリタレハ獨モ「ガンジー」等ニ對スル攻擊ハ控ヘ來レ

ルカ本件情報ハ別トスルモ元來「ガンジー」ハ消極的傾向強ク印度ヲ積極的ナル反英ニ動カス爲ニ利用シ得ヘキ人物トハ認メラレス埃及近東方面ノ情勢モ漸ク進展シ對印工作ヲ一段ト積極化スル爲ニハ彼ノ如キ人物ニ餘り期待ヲ置キ得サルモノト思考ス勿論一概ニ「ガ」等ヲ攻擊スルコトハ避クルモ適當ニ之ヲ批判シ以テ印度大衆ノ啓蒙ニ力ムルコト機宜ニ適スルモノト認ムル處日本政府ノ御意嚮至急承知シタキ旨述ヘタル趣ナリ何分ノ儀折返シ御回電アリタシ

(欄外記入)

印度問題ニ付テ迄獨側ニ先手ヲトラルハ不可ナリ



昭和18年4月17日 陸軍、海軍、外務省決定

「スバス・チャンドラ・ボース」取扱要領二

一、要綱

「スバス・チャンドラ・ボース」(Subhas Chandra Bose)ハ昭和十七年一月十日決定ノ情勢ノ進展ニ伴フ當面ノ施策ノ件ニ基ク印度工作ニ使用スルモノトス之ガ爲先ヅ東京ニ招致シ工作上ノ利用價値ヲ判定スルト共ニ印度獨立支援ニ關スル帝國朝野ノ熱意ト帝國ノ國力トヲ說得セシム

二、取扱竝ニ指導要領

1. 南方基地上陸以後ニ於ケル取扱竝ニ指導ハ大本營陸軍部之ニ當リ關係機關協力ス
2. 上陸セバ現地ニ於ケル工作ニ觸レシムルコトナク速ニ東京ニ招致ス
3. 溆京期間ハ概ネ二ヶ月トシ其ノ間ノ指導要領次ノ如シイ、帝國ノ印度獨立支援ニ關スル熱意竝ニ世界政戰局ニ於ケル帝國ノ立場ト之ニ處スル帝國朝野ノ決意ヲ感得セシムル爲朝野要路ニ面接セシム

ロ、本人ト接觸スル範圍ハ努メテ局限ス之ガ指導ハ大

本營陸軍部ニ於テ行フモノトス

像セラル

ハ、本人ノ希望ニ依リテハ内地、満洲、支那等ヲ視察
セシム

4.本人ノ行動ハ差シ當リ之ヲ極祕トス

發表ニ關シテハ別ニ定ム

770 昭和18年9月25日

在タイ坪上大使より
重光外務大臣宛電報)

自由印度仮政府樹立に際し同政府の承認方意

見具申

バンコク 9月25日後2時15分発

本 省 9月25日後11時50分着

第一三九號(部外絶對極祕)

淺田參事官ヨリ

一、自由印度臨時政府樹立ニ關シテハ「ボース」ノ屢次聲明

ニ依リ可及的速ニ之カ實現ヲ要スル時機トナリ居レル處

右ニ對スル承認ノ問題ニ關シ東京方面ニ難色アリ其ノ理

由トシテ承認ニ伴フ國內手續ヲ回避シタシトノ意嚮ナル

旨傳ハリ居レルモ背後ニ複雜ナル事情介在スルモノト想

771 昭和18年10月9日 大本營政府連絡會議決定

「印度假政府承認ニ關スル件」

付記 作成日不明、外交記録編集委員会作成、「戦争

中ニ於ケル我對印度施策經緯」より抜粹

右決定に至る経緯について

● 印度假政府承認ニ關スル件

「スバス、チャンドラ、ボース」ニ於テ印度假政府樹立ノ場合ハ印度施策特ニ其ノ宣傳攻勢強化ノ爲帝國ハ之カ承認ノ意志ヲ表明スルモノトス

右ニ伴ヒ本假政府トノ間ニハ正式國際關係ヲ發生セシメサルコト勿論トス

備考

第三國ノ本假政府承認ハ之ヲ妨ケサルモノトス

編注 昭和十八年十月二十三日、日本政府は「今般「スバス・チャンドラ・ボース」氏ヲ首班トスル自由印度假政府ノ成立ヲ見タル處帝國政府ハ右カ印度人多年ノ念願タル獨立印度完成ヘノ一大躍進ナルコトヲ確信シ之ヲ自由印度假政府トシテ承認シ其ノ目的達成ノ努力ニ對シ有ユル協力支援ヲ爲スヘキコト」を政府声明として発表した。

(付記)

一九四三年五月「S、C、ボース」氏ノ來朝スルヤ同氏ヨリ獨立運動實施方針ニ就キ種々帝國政府ニ對シ獻策スル所アリ就中同年六月七日重光外務大臣ニ提出セル覺書ニ於テ「ボース」ハ當時ノ印度「ガンジー」派ガ英國ノ妥協ヲ目途トスル第二ノ政治攻勢ノ前ニ對英和協ノ可能性アリ他方日本ノ對印作戰開始ノ遲延カ印度内同志ノ失望ヲ釀出シ又自由印度軍ノ志氣沈滯ヲ齎シ居リ、旁々此ノ危機ニ際シ英側ハ日本ノ對印野心乃至印度ヲ犠牲トスル對英妥協意思ヲ宣傳シアル狀況ニ鑑ミ(一)可及的速カニ印度進攻作戰ヲ開始スルコト、若シ全面的進攻作戰ノ實施不可能ナル時ハ「アツサム」「ベンガル」等東部印度ニ對スル部分的進攻作戰ヲ開始スルコト(二)印度獨立運動ニ對スル日本及其ノ與國ノ強力ナル支持ヲ印度問題ニ反映スル爲自由印度假政府ヲ樹立シ樞軸各國ノ承認ヲ得ルコトヲ力説スルトコロアリ(ニ對シテハ大本營ハ消極的ナル態度ヲ持シタルモ(三)ニ關シテハ帝國政府之ヲ考慮スペシトノ口約ヲ得テ「シンガポール」ヘ赴キ運動實踐ノ第一步ヲ踏ミ出スコトトナレリ。「ボース」氏ハ現地ニ於テ印度國民軍ノ整備ニ努ムルト共ニ假政

府樹立ノ計畫ヲ進メタル模様ナルガ南方總軍ハ之ニ對シ極メテ冷淡ナル態度ニ出デタル爲一時頓座セルモ結局重光大臣以下外務側ノ中央ニ於ケル努力ニ依リ十月九日大本營政府連絡會議ニ於テ左記ノ決定採擇セラレタリ。

772 昭和18年11月10日 大本營政府連絡會議決定

「アンダマン」諸島及「ニコバル」諸島ノ歸屬二關スル件

付 記 昭和十八年十一月十一日付、條約局第一課作成

「アンダマン」及「ニコバル」兩諸島ノ自由印度假政府ニ歸屬セシムルニ付採ルベキ方式
二關スル件

● 「アンダマン」諸島及「ニコバル」諸島ノ歸屬ニ關スル件

一、「アンダマン」諸島及「ニコバル」諸島ヲ自由印度假政府ニ歸屬セシムル時機ハ別ニ之ヲ定ムルモノトシ差當り左ノ如ク處理ス

(1) 作戰竝ニ之ニ關聯スル諸施策ニ支障ナキ範圍ニ於テ必

要ナル假政府側關係員ノ現地進出ヲ認メ當該地域ニ於ケル政治ニ參與セシム

(2) 右政治參與ノ範圍ハ逐次擴大スルモノトシ現地海軍最高指揮官指導ノ下ニ極力假政府側ノ希望ヲ充足スルニ努ム

(3) 假政府側ガ爾今當該地域ヲ假政府ニ歸屬セシメラルベキハ既成事實ナル旨對外宣傳ニ利用スルコトハ之ヲ容認ス

二、右諸島ノ假政府歸屬後ト雖モ之ガ防衛ニ關スル帝國ノ一切ノ要望ヲ充足セシムル如ク措置スルモノトス

編 注 アンダマン諸島及びニコバル諸島を自由印度假政府に帰属させる用意があるとの方針は、昭和十八年十一月六日の大東亜會議において、東條首相より公表された。

(付 記)

「アンダマン」及「ニコバル」兩諸島ヲ自由印度假政府ニ歸屬セシムルニ付採ルベキ方式ニ關スル件

昭一八、一一、一一、條一

三 対インド施策

十一月六日東條首相ヨリ大東亞會議ニ於テ「目下帝國軍ニ於テ占領中ノ印度領タル「アンドマン」諸島及「ニコバル」諸島ヲ近ク自由印度假政府ニ歸屬セシムルノ用意アル旨」闡明セラレタル處右ニ關シテハ左ノ方式ニ依ルコト可然ト認ム。

(一) 差當リ兩諸島ノ軍政ハ撤廢セザルノ建前ヲ採ルコト

(二) 現地軍司令官ト自由印度假政府主班トノ間ノ了解トシテ
　　一ノ覺書ヲ作成スルコト

(三) 右覺書ニ於テ假政府主班ハ軍司令官ノ認許ヲ以テ兩諸島ニ於ケル民政(一般行政)ヲ執行スルモノナル旨ヲ定メ其ノ權限ニ關スル規定(軍司令官ノ認可ヲ經ベキ事項ヲ列舉スルノ形式ニ依ルヲ可トスベシ)ヲ設クルコト

(四) 右覺書作成ニ付テハ國內法制上ノ手續ヲ經ルヲ要セザルベキコト

其ノ理由左ノ通。

(イ) 自由印度假政府ノ特殊性ニ鑑ミ兩諸島ニ於ケル帝國ノ

　　軍政ヲ即時撤廢シ之ヲ同假政府ニ最終のニ歸屬セシムルノ方式ヲ採ルコトハ差當リ不可能ナルト共ニ他面例ヘバ「ビルマ」獨立前ニ於ケル「バーモ」ノ場合ニ於

ケルガ如ク其ノ占領地行政ニ對スル協力ヲ認メツツモ法律上ハ全ク軍ニ從屬スルモノトシテ取扱フコトハ既ニ帝國ニ於テ假政府ノ成立ヲ認メ居ル以上妥當ニ非ザルベシ。即チ本件ノ場合ニ於テハ右兩者ノ中間ノ方式ヲ選バザルベカラザルベキ次第ナリ

(ロ) 帝國軍ノ占領地行政ハ國際法ニ準據シテ行ハルモノナル處陸戰條規第四十三條ニハ「國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ」トアリ又占領地ノ行政及司法ノ機關ハ特ニ支障ナキ限り從來ノ當該住民機關ヲ以テ之ニ充ツルコトハ一般的ナル慣行トナリ居レリ、「ジヤワ」ニ於ケル侯地行政、「セレベス」及南「ボルネオ」等ニ於ケル首長(サルタン)「ラジャ」ノ活用等ハ右慣行ノ踏襲ナリ。

自由印度假政府ハ從來ヨリ殘存ノ機關ニハ非ザルモノ印度民衆ノ自發的意思ニ依リ設立セラレタルモノナルニ付印度領タル「ニコバル」諸島及「アンドマン」諸島ノ民政ヲ右假政府ニ擔當セシムルハ其ノ實質ニ於テ一

種ノ住民機關ノ活用ト異ル所ナシト稱スルコトヲ得ベシ。

特ニ右ノ如キ覺書ヲ作成スルノ方式ニ依ルコトトシタルハ同假政府ノ有スル特殊ナル格式地位ニ鑑ミタルモノナルガ右ハ現地軍司令官ノ責任ニ於テ之ヲ行フコトトシテ何等差支ナキモノト認メラル。

(ハ)然レ共右覺書ハ其ノ性質上何等法律上ノ效果ヲ有スルモノニ非ザルヲ以テ有效期間等ニ關スル規定ハ之ヲ設ケザルコトトスベク又其ノ作成ニ付テハ國內法制上ノ手續ヲ經ルヲ要セザルベシ。

773

昭和19年4月14日

在ビルマ沢田大使より
重光外務大臣宛(電報)

自由印度正式政府樹立及び同政府承認につき

意見具申

付記 昭和十九年四月十七日付、條約局第一課作成

「自由印度政府承認問題ニ關スル法律上ノ意見」

ヤンゴン 4月14日後2時00分発

本省 4月14日後4時50分着

第二九號(緊急、館長符號)
往電第二七號ニ關シ

當地軍ヨリモ軍中央ニ對シ冒頭往電ト同趣旨ノ電報ヲ發シ又軍ノ意見ヲ「ボース」ニ傳ヘタル結果「ボ」モ餘儀無ク假政府ヲ解消シ組織ヲ改ムルノ外正式政府トスルコトヲ希望スル旨ノ電報現地軍ヨリ軍中央ニ發セラレタル趣ナルカ自由印度正式政府樹立及之ニ對スル我方ノ承認ニ關シ差當リ當方氣付ノ點爲念左ノ通り電報ス

一、前記正式政府樹立ニ關スル「ボ」ノ意見ヲ傳達セル軍電報ニ依レハ「ボ」ハ假政府ヲ解消シ正式政府タルコトヲ希望スルモ外交關係ノ樹立乃至條約締結等ヲ考慮シ居ラストノコトナルカ坪上大使託送本使私信報ノ通り「ボ」

ノ本心ハ正式政府樹立ノ際ハ外交機關ノ設置ヲ希望シ居ルコト疑無キ次第ニテ右外交關係ノ樹立ヲ考慮シ居ラストノ「ボ」ノ意見ハ光機關ノ求メノ結果ニ依ルモノト認メラルルニ付正式政府トシテ承認ノ際ハ成可ク速ニ外交機關ヲ設置スルコト適當ナルヘク而シテ右外交機關ハ諸般ノ關係上軍官一體トシテ光機關ノ長ヲシテ外交機關ノ長ヲ兼ネシメ其ノ間ニ適任ナル外務系人物ヲ配シ之ヲ輔

佐セシムルコト適當ト認ム

三、前記ノ如キ條約締結ヲ考慮シ居ラストノコトナルカ正式
政府ノ領土ニ對スル日本軍ノ進駐ヲ合法化シ其ノ他日印
双方ノ行政關係ヲ鞏固ナラシムル爲ニハ何等カノ形式ニ
於ケル兩政府間ノ合意ヲ必要トスルニ非ラスヤト思考セ
ラル

三、假政府樹立ノ際同政府ハ印度全民衆ノ總意ニ依リ正式印
度政府樹立ノ際ハ之ニ引繼クヘキコトヲ聲明シ居リ又印
度國內民衆ノ獨立ニ對スル熱意ヲ昂揚セシメ「ボース」
政府ニ對スル支援ヲ強化セシムル見地ヨリスルモ假政府
ヲ解消シ正式政府トスルモ印度解放ノ曉ニハ政府ノ内部
ヲ改組シ印度全民衆ノ總意ニ依リテ決定セラルヘキ人物
ヲ以テ政府ヲ構成セシムヘキコトヲ明カニシ現在ノ政府
關係者ノ謙虛ナル氣持ヲ表明セシムルコト適當ト認メラ
ル

四、正式政府ノ所在地ニ付テハ我方ニ於テ「インパール」地
方ヲ長期ニ亘リ確保シ得ルコト明カトナル迄ハ同地方ニ
進出セシメサルヲ可トスヘシ

(付
記)

自由印度政府承認問題ニ關スル法律上ノ意見

昭和一九、四、一七 條一

自由印度政府ヲ解消シ新ニ自由印度政府ヲ組織セシメ之
ニ對シ承認ヲ與フルコトニ付テノ法律上ノ意見左ノ通。

(一)元來總テ政府ハ國家ノ政府タルベキモノナルヲ以テ未ダ
國家存セザルニ政府ノミガ存在スト云フガ如キコトハア
リ得ズ。而シテ右ニ付テハ政府ガ正當政府乃至法律上ノ
政府ナリヤ又ハ假政府乃至事實上ノ政府ナリヤハ問フ所
ニ非ズ。蓋シ假政府乃至事實上ノ政府トハ既ニ政府トシ
テノ實質ヲ有スルモ當該國內法上確固タル基礎ヲ有セザ
ルモノヲ意味シ國家ノ存在ヲ前提トスルコトニ於テハ正
當政府乃至法律上ノ政府ト何等異ル所ナケレバナリ。而
シテ既ニ國家ナクシテハ如何ナル意味ニ於テモ政府ナル
モノハ在リ得ザル以上國家ナクシテ政府ノ承認ト云フコ
トモ如何ナル意味ニ於テモ在リ得ザル次第ナリ。
(二)從テ新ニ自由印度政府ヲ組織セシメ之ニ承認ヲ與フルト
スルモ其ノ際「自由印度國」ナル新國家ヲ獨立セシムル
ニ非ザレバ右ハ少クトモ法律上ノ效果ハ生ゼズ。即チ

「自由印度政府ノ承認」ヲ法律上意味アルモノトセンガ爲ニハ更ニ進ンデ自由印度國ノ獨立ヲ承認セザルヲ得ザル次第ナリ。

(イ)自由印度國ヲ獨立セシムル場合ニ於テハ新國家ハ當然其ノ政府ノミナラズ何等カノ領土及人民ヲ有セザルベカラズ、而シテ帝國政府ニ於テ其ノ獨立ヲ承認スルナラバ之ト正式ノ國交ヲ開始スルコト當然ナルベク、單ニ其ノ領土ニ對スル日本軍ノ進駐ヲ合法化スル爲ノミニテモ之ト條約關係ヲ設定スルコトヲ要ス。

(ロ)自由印度國ヲ獨立セシメズシテ「自由印度政府ノ承認」ヲ行フ場合ハ法律上ニ於テハ「自由印度假政府」ナル團体ノ名稱ガ「自由印度政府」ト變更セラレ帝國政府ニ於テ其ノ事實ヲ承認スルコトヲ意味スルニ過ギズ。即チ帝國政府ト同團体トノ關係ニハ何等ノ變更ナキモノトス。

(ハ)右ニ拘ラズ尙政治上ノ理由ニ依リ自由印度國ヲ獨立セシムルコトナクシテ自由印度政府ヲ組織セシメ之ニ承認ヲ與フル必要アルニ於テハ曩ノ自由印度假政府ノ承認ノ場合ニ於ケルガ如ク「自由印度政府ヲ自由印度政

府トシテ承認ス」トノ方式ヲ採ル外ナキモノト思考ス。即チ自由印度假政府承認ノ帝國政府聲明ニ「之ヲ自由印度假政府トシテ承認」ストアルハ少ク共法律上ハ單ニ「自由印度假政府」ナル名稱ヲ有スル一ノ團体ヲ承認スルコトヲ意味スルニ過ギズシテ之ヲ國際法上ノ假政府トシテ承認スルノ意味ヲ有セザルモノト解スベキモノナル處自由印度政府ノ承認ノ場合ニ於テモ法律上ハ右ト同様ノ解釋ヲ採ル外ナカルベキヲ以テナリ。右ノ場合何レニセヨ自由印度政府ハ如何ナル意味ニ於テモ國際法上ノ政府ニハ非ズ、從テ又其ノ承認モ法律上政府ノ承認トシテノ意味ヲ有セザルモノナルヲ以テ之ヲ「政府トシテ」或ヒハ「正式政府トシテ」承認スト言フガ如キハ用語妥當ヲ缺クモノト云ハザルベカラズ(尤モ「自由印度政府ヲ自由印度政府トシテ承認ス」トノ方式ニ依ル場合ニ於テモ元來何等政府トシテノ實質ヲ有セザルモノガ「假政府」ト稱スルコト自体既ニ法律的ニハ變態ナル政治的便宜措置ナルガ故ニ實質ニ變更ヲ加ヘズシテ更ニ之ヲ「政府」ト稱セシムルハ依然トシテ法律的ニハ變態ナルヲ免レズ)。

三 対インド施策

四尚國家ノ存在前ニ政府ノミヲ承認スルコトニ付テ據ルベキ先例ナキハ蓋シ當然ノコトナルベシ。前大戰ニ際シ帝國ハ「チエック、スロヴァツク」國民委員會、「ラトヴィア」國民議會、「エストニア」國民議會等ニ對シ夫々承認ヲ與ヘタルガ之等ノ團體ハ何レモ法律上又ハ事實上ノ政府タルノ性質ヲ有シタルモノニ非ズ（團體ノ名稱ニモ政府又ハ假政府ノ文字ヲ使用シ居ラズ）、從テ又帝國ガ之等ノ團體ニ與ヘタル承認モ政府ノ承認ニハ非ズ。即チ「チエック、スロヴァツク」國民委員會ノ承認ニ當リテハ帝國政府ハ「チエック、スロヴァツク」軍ヲ以テ獨壟ニ對スル正規ノ戰鬪ニ從事スル聯盟交戰軍ト看做シ「チエック、スロヴァツク」國民委員會ガ該軍ヲ統理スルノ權限ヲ有スルコトヲ承認シタルニ止マリ又「ラトヴィア」國民議會及「エストニア」國民議會ニ對シテハ夫々「事實上ノ獨立團體トシテノ假承認」ヲ與ヘタルニ過ギズ（註）。

（註）客年十月二十三日帝國政府ガ自由印度假政府ニ與ヘタル承認ハ法律上ノ政府トシテノ承認ニ非ザルノミナラズ事實上ノ政府トシテノ承認ニモ非ズ。何ト

ナレバ「自由印度」ナルモノハ國家ニ非ズ。從テ「自由印度假政府」ナルモノハ本來ノ意味ニ於ケル假政府ニハ非ザルヲ以テナリ。右承認ノ意思ヲ表明シタル帝國政府聲明ニハ「今般『スバス・チャンドラ・ボース』ヲ主班トスル自由印度假政府ノ成立ヲ見タル處帝國政府ハ右ガ印度人多年ノ念願タル獨立印度完成ヘノ一大躍進ナルコトヲ確信シ之ヲ、自由印度假政府トシテ承認シ其ノ目的達成ノ努力ニ對シ有ユル協力支援ヲ爲スベキコトヲ茲ニ聲明ス」トアル處自由印度假政府ヲ「自由印度假政府トシテ承認」スロハ即チ單ニ「自由印度假政府」ナル名稱ヲ有スルノ團體ヲ承認スルノ意味ヲ有スルニ過ギズト解スベキモノナリ。

774
昭和19年8月4日

在ビルマ沢田大使より
重光外務大臣宛（電報）

光機関との関係にチャンドラ・ボースより不満表明について

ヤンゴン 8月4日 発

本省 8月21日後7時30分着

第六八號(館長符號板)

三日北澤歸任ノ挨拶ノ爲「ボース」首席ヲ往訪シ印度假政府ノ立場特ニ光機關トノ關係等ニ付テハ重光大臣ニ於カレテモ篤ト考慮シ居リ中央軍ニ於テモ必要ノ措置ヲ執ラレ居ル模様ナリ又自分ヨリモ在京中陸軍省及參謀本部當局ニ現地ノ事情ヲ在リノ儘ニ報告シ中央軍當局ニ於テモ貴首席及印度假政府ノ立場ニ同情的態度ヲ示シ居ルヲ確メタリ去ル

日本ノ政變ニ付テハ帝國ノ對外政策ニハ何等變更無ク重光大臣ノ留任ハ良ク之ヲ實證スルモノナリト述ヘタル處「ボ」ハ重光大臣ノ留任ハ誠ニ結構ニシテ心強キ次第ナリト述ヘタル趣ナリ

御見込ニ依リ大東亞大臣ニ轉報アリタシ

~~~~~

775 昭和19年8月29日 在ビルマ北沢臨時代理大使より  
重光外務大臣宛(電報)

### 自由印度假政府及び印度國民軍の士氣昂揚の

#### 必要性に關し光機關長と會談について

ヤンゴン 8月29日前10時00分発  
本省 8月30日後7時50分着

### 第八一號(大至急、館長符號板)

往電第七四號ニ關シ

二十六日本官磯田光機關長ヲ往訪シ最近「ボース」首席ハ日本内閣ノ更迭其ノ他ニ依リ多少力ヲ落シ居ル様見受ケラルモノト思考セラル處兔モ角自分ヨリ軍側ニ連絡スヘシト述ヘ置キタル趣ナリ

次テ「ボ」ヨリ一般國際情勢就中歐洲情勢及日本「タイ」國ノ政變ニ關シ問ヒタルニ付北澤ヨリ然ルヘク説明シ特ニ日本ノ政變ニ付テハ帝國ノ對外政策ニハ何等變更無ク重光大臣ノ留任ハ良ク之ヲ實證スルモノナリト述ヘタル處「ボ」ハ重光大臣ノ留任ハ誠ニ結構ニシテ心強キ次第ナリト述ヘタル趣ナリ

### 三 対インド施策

萬ノ印度人ノ「モラル」ヲ維持スルコト凡ユル角度ヨリ見  
テ最モ緊密ト思考スル旨述ヘタルニ同機關長ハ「ボ」カ特  
ニ力ヲ落シ居ルモノトハ認メサルモ内閣ノ更迭太平洋方面  
戰局ノ緊迫化ニ依リ印度獨立運動ニ對スル日本當局ノ熱意  
カ多少冷却シタルニ非スヤト憂慮シ居ルコトハ事實ナリ國  
民軍ノ増強ハ「ボ」ノ豫テヨリノ希望ナルカ偶々内閣更迭  
後軍中央ヨリノ訓令ニ依リ「ボ」ニ國民軍ハ差當リ現狀ヲ  
維持シ之ヲ増強セサルヲ可トスル旨申入レタルニ付之ヲ内  
閣更迭ト結ヒ付ケ日本當局ノ心境ニ變化アリタルニ非スヤ  
ト心配シタル模様ナリ國民軍増強問題ニ付テハ其ノ後軍中  
央及「ボ」トモ篤ト協議シ義勇軍モ含メテ五萬程度ニ増強  
スルコトニ大體意見ノ一致ヲ見「ボ」モ差當リ納得シタル  
模様ナリ前線方面ニ於テハ國民軍ト日本側トノ間ニ種々ノ  
問題アルモ之ハ大局ヨリ見レハ些細ノ事柄ナリ要ハ「ボ」  
ノ存在ニ依リ假政府及國民軍ノ「モラル」維持セラレ之ニ  
依リ印度國內ニ多大ノ反響ヲ呼ヒ起シ敵側ニ脅威ヲ與ヘ居  
ルノミナラス「ボ」ハ飽迄モ日本ト運命ヲ共ニスルコトヲ  
固ク決意シ居ル次第ナルヲ以テ我方トシテハ出來得ル限り  
彼等ノ志氣ヲ昂揚スル様努力スルコト肝要ナルハ申ス迄モ

無シ「ボ」モ此ノ際日本ニ赴キ中央部ト篤ト懇談センコト  
ヲ希望シ居リ自分モ之ニ贊成ニテ目下上京中ナル山本高級  
參謀ヲシテ中央ノ意嚮ヲ打診セシメ居ル次第ナリ尙光機關  
ト「ボ」側トノ連絡ヲ緊密ニシ意志ノ疎通ヲ充分ナラシム  
ル爲今後毎週一回双方關係者ノ懇談會ヲ開催スル豫定ナリ  
ト述ヘタリ尙本官ヨリ往電第六八號日緬印三軍ノ幕僚會議  
復活ニ對スル「ボ」ノ希望ヲ説明シタルニ同機關長ハ自分  
ニモ話アリタルカ印度側ニテ是非共トノ希望ナラハ右會議  
復活ニ異存無キモ日本軍作戰首腦者ニ於テモ目下多忙ヲ極  
メ居リ又假政府及國民軍側ニ於テモ動モスレハ光機關ヲ拔  
キニシテ直接最高軍又ハ東京ト直取引セントスル傾向アル  
ヲ以テ右會議モ必要ノ範圍ヲ逸脱セサル様留意スルヲ要ス  
ル等ノ事情アリ目下考究中ナリト述ヘタリ

776

昭和19年9月6日

在アフガニスタン七田(基玄)公使より  
重光外務大臣宛(電報)

対インド工作に關し関係機関間で隔意なき意  
思疎通を図るべき旨意見具申

カブール 9月6日後1時00分発

本省 9月9日後9時25分着

第三一五號(極祕、館長符號扱)

往電第二一三號ニ關シ

疎通ニ一層努力ヲ拂フコト希望ニ堪ヘス又同時ニ當方ニ於テ承知シ置クヘキ事項ニ付テハ遲滯ナク通報相成ル様特ニ御考慮相仰度シ

777 昭和19年9月7日 在ビルマ北沢臨時代理大使より  
重光外務大臣宛(電報)

### チャンドラ・ボースからの情報伝達における 在ビルマ大使館の役割につき請訓

ヤンゴン 9月7日前10時50分発

本省 9月8日後8時20分着

第九一號(館長符號扱)

五日當地歸任ノ山本光機關高級參謀ノ話ニ依レハ同參謀在京中外務省關係者トノ懇談ノ際關係者ニ於テ「ボース」首席ヨリ書信等ニ依リ重光大臣ニ陳情セル事項ヲ「ボ」ノ陳情ニ依ルモノトシテ之ニ言及シタル趣ニテ光機關ニ於テハ大使館カ光機關ニ連絡セス之等書信ヲ外務省ニ取次キタルコトニ付神經ヲ尖ラシ居ル模様ナル處(大東亞省荻原書記官持歸リノ東條前總理及重光大臣宛書翰ヲ手違ニテ東條前總理ニ送リ陸軍部内ニ問題ヲ起シタル經緯アルハ御承知ノ付テハ印度人ニ一任スルコト效果的ナリト存ス)ノ意思

### 三 対インド施策

通り)當方トシテハ特ニ「ボ」ノ希望アルノミナラス光機  
關ノ報告ノミニテハ一方ニ偏スル傾向アリ「ボ」ノ言譯モ  
或ル程度中央ニ通報スルコト中央當局カ實情ヲ詳ニスル上  
ニ於テ好都合ナルヘシト思考シ從來當方ヲ通シ極祕裡ニ  
「ボ」ノ希望乃至意嚮ヲ中央ニ傳達シ居リタル次第ニテ右  
ハ「ボ」ニ取リ一種ノ安全辨トモ言フヘキモノナルカ前記  
ノ如ク中央ニ於テ當方ヨリ傳達シタル之等「ボ」ノ希望等  
ニ直接言及セラル場合ニハ當館ト光機關トノ關係ハ頗ル  
機微トナリ今後或ハ當方ヲ通スル傳達ハ不可能トナルヤモ  
知レサルヲ憂慮スル次第ナリ就テハ此ノ邊ニ關スル當方ノ  
心構乃至措置振御回電相煩度シ

778 昭和19年9月9日

在ビルマ北沢臨時代理大使より  
重光外務大臣宛(電報)

インド独立をめぐりソ連の利用をバーモウよ  
り提起について

ヤンゴン 9月9日後2時40分発  
本省 9月9日後7時45分着

印度独立をめぐりソ連の利用をバーモウよ  
り提起について

以上極祕ノ御含迄

唯聞流シ置クニ止メタリ(光機關ニ於テモ「ボース」ヲ此  
ノ方面ニ活動セシメテハ如何トノ着思ヲ有シ同機關山本參  
謀歸朝ノ際中央方面ニモ話シ置キタルカ中央ニ於テハ餘り  
好ミ居ラサル様ナル旨五日歸任ノ同參謀ヨリ話アリタリ)

第九二號(館長符號、極祕)

三日本官「バー モウ」國家代表ト種々懇談ノ際「バ」ハ從  
來對印度政策ニ關シ英米ノ間ニ意見ノ相違アリタル模様ナ  
ルカ最近ハ「フライツップス」ノ英國ノ對印度政策攻擊ニ關  
聯シ兩國間ノ意見不一致表面化シ來レル模様アリ現下ノ世  
界戰局ニ鑑ミ此ノ際出來得レハ更ニ蘇聯ヲ印度ノ舞臺ニ引  
張リ込ミニ印度ヲ一層混亂ニ導クコト面白カルヘシト思考ス  
ル處「スター・リン」始メ蘇聯首腦者ハ素々民族解放ヲ標榜  
シ來リタル次第ニモアリ若シ日本側ニ於テ自分乃至「ボー  
ス」等ヲ此ノ方面ニ利用スル意思アラハ自分達ハ喜ンテ御  
役ニ立チタシト考ヘル次第ナリ尤モ蘇聯ノ世界赤化ノ思想  
ハ警戒ヲ要スルコト勿論ナルモ我方トシテハ右カ我々ノ利  
益ニ合致スル間之ヲ利用スヘキナリト内話セルニ付本官ハ



昭和19年11月21日 最高戦争指導会議報告

〔印度假政府指導ニ關スル件〕

付記一 昭和十九年十一月一日付、條約局第一課作成  
「自由印度假政府トノ關係調整方ニ關スル法律  
上ノ意見」

二 昭和十九年十一月一日付、閣議説明資料

「自由印度假政府ニ對スル外交代表派遣方ニ關  
スル件」

三 作成日不明、外交記録編集委員会作成、「戰爭

中ニ於ケル我對印度施策經緯」より抜粋

右報告から終戦までの経緯について

印度假政府指導ニ關スル件

一、帝國政府ハ外交代表ヲ印度假政府ニ派遣ス

二、印度施策ニ關シテハ從來通り大本營ニ任シ關係各機關

之ニ協力ス

三、第一項ノ外交代表ハ印度施策ニ關シ大本營印度施策機關

ノ長ノ區處ヲ受クルモノトス

(付記二)

自由印度假政府トノ關係調整方ニ關スル法律上ノ意見

昭和一九、一一、一 條約局第二課

(欄外記入) 帝國ト自由印度假政府及印度國民軍トノ關係ヲ明確化スル  
爲如何ナル措置ヲ執ルベキヤノ問題ニ關スル法律上ノ意見  
左ノ通。

(1) 自由印度假政府及印度國民軍ノ地位

(イ) 昭和十八年十月二十一日昭南ニ於テ自由印度假政府ノ  
成立ガ宣言セラレ、自由印度假政府ハ印度國民軍ノ援  
助ヲ得テ自由獲得ノ最後ノ鬪争ヲ行フモノナルコトガ  
闡明セラレタリ。而シテ「スバス・チャンドラ・ボー  
ス」ハ自由印度假政府主席及印度國民軍最高司令官ニ  
就任シタリ。

(ロ) 右ニ對シ帝國政府ハ同月二十三日「スバス・チャンド  
ラ・ボース」氏ヲ首班トスル自由印度假政府ヲ承認シ  
其ノ獨立印度完成ノ爲ノ努力ニ對シ有ラユル協力支援  
ヲ爲スベキコトヲ聲明シ、帝國ノ同盟諸國モ亦之ニ對  
シテ夫々承認ヲ與ヘタル處右ハ國際法上ノ所謂「政府  
ノ承認」トハ稱シ難キモ帝國政府ガ右聲明ニ依リ少ク

### 三 対インド施策

トモ自由印度假政府ナルモノヲ一箇ノ獨立ノ團体トシテ認メタルモノナルコトハ疑問ノ餘地ナキトコロナリ。

(ハ) 印度國民軍ハ「ボース」ヲ最高司令官トスル獨立ノ軍

隊ナルガ自由印度假政府ト一体トナリテ獨立印度完成ノ爲鬪争シツツアリ、本年三月帝國軍ノ印緬國境突破ニ際シ大本營發表(三月二十三日)ハ我軍ハ印度國民軍ヲ支援シ三月中旬國境ヲ突破シ印度國內ニ進入セルコトヲ明カニセリ。右ハ前記帝國政府聲明ニ照應シ印度國民軍ノ獨立性ヲ認メ居ルモノト謂フベシ。

尙自由印度假政府首班「ボース」ハ四月四日ノ(第二次)聲明ニ於テ印度國民軍ハ自由印度假政府ノ指揮ノ下ニ國境ヲ突破シ印度領内ニ進入セル旨ヲ述ベタリ。以上ニ依リ帝國トシテハ少クトモ自由印度假政府及其ノ指揮下ニ在ル印度國民軍ニ對シ獨立ノ地位ヲ認メ居ルコト明瞭ナリ。

#### (二) 措置

從來帝國トシテハ自由印度假政府及印度國民軍ニ對シ實際上種々ノ協力支援ヲ爲シ來リタル次第ナル處既ニ自由印度假政府及其ノ指揮下ニ在ル印度國民軍ニ對シ獨立

地位ヲ認メ居ル以上ハ此等トノ連絡ノ機關乃至方法モ右承認ニ相應スルモノナラザルベカラズ。

#### (イ) 一般事項ノ連絡

帝國政府トノ間ニ正式國際關係存セズ又存セシムベキニモ非ザルヲ以テ(昭和十八年十月九日大本營政府連絡會議決定參照)正式ノ外交使節ヲ交換スルガ如キハ其ノ筋ニ非ズト雖モ帝國政府ハ政府自体トシテ自由印度假政府ニ對シ協力支援ヲ爲スベキ旨ヲ聲明シタル次第ナルニ付作戰關係事項ハ別トシ一般ニ右ノ協力支援ヲ爲スニ當リテハ帝國政府ノ機關ヲシテ之ガ處理ニ當ラシムベキコト當然ナリ。而シテ差當リ一般事項ニ關シテハ「ビルマ」國駐劄帝國特命全權大使ヲシテ帝國政府ト自由印度假政府トノ間ノ連絡ニ當ラシムルヲ適當ストスベシ。(註一)

#### (四) 作戰關係事項ノ連絡

作戰關係事項ノ連絡ハ我方ノ現地最高指揮官ト印度國民軍最高司令官トシテノ「ボース」トノ間ニ行ハルベク主要事項ハ兩者間ノ作戰協定ニ依リ定メラルベキモノト思考ス。(註二)

(註一)

前大戰ニ際シ帝國政府ハ大正八年五月英、米、佛、伊ニ對シ「オムスク」政府ノ假承認ヲ提議シタルガ此等聯合國ハ之ニ同意セザリシ爲帝國政府モ承認ヲ爲スコトハ差控ヘタルモ同年八月加藤恒忠ヲ特命全

權大使ニ任命シ之ヲ「オムスク」ニ派遣シテ西比利亞ニ於ケル軍事以外ノ一般政務ヲ管掌セシメタルコトアリ。

「チヤーチル」ト「ド・ゴール」將軍トノ間ノ往復書翰(一九四〇年八月七日「ロンドン」ニ於テ署名)ノ形式ニ依リ「フランス」國義勇軍ノ編成、使用及服務條件ニ關シ了解ヲ遂ゲタリ(條約集第七〇五號参照)。

又今次戰爭ニ際シ米英蘇ハ伊太利政府(「ボノミ」政權)トノ外交關係設定(十月二十五日發表)前ヨリ夫々政府代表(米國及英國ノ代表ハ何レモ大使ノ資格ヲ有シタリ)ヲ羅馬ニ駐在セシメ居リタリ(之ヨリ先昭和十八年九月「バドリオ」政權ハ米英蘇トノ休戰後

間モナク獨逸ニ對シ宣戰シ右ニ付米英蘇ハ共同聲明ヲ以テ「バドリオ」政權ニ對シ共同交戰者トシテノ地位ヲ認メ協力ヲ爲スベキ旨ヲ明カニシタル次第アリ。

(欄外記入二)  
斯ル國際法理論ハ拔キニ考セサルカ

(付記二)

閣議說明資料

昭和十九年十二月一日

自由印度假政府ニ對スル外交代表派遣方ニ關スル件  
一十一月一日來朝セル自由印度假政府「ボース」主班ハ同二十九日離京歸還ノ途ニ着ケルガ、其間同主班ハ自由印度假政府及印度國民軍ト日本側トノ協力關係增進方策ニ關シ關係各大臣並ニ軍首腦部ト懇談ヲ遂ケ相互間ノ意思疎通ニ資シタル外數回ニ亘リ講演ヲ行ヒ且對米、對印、

(註二)

英國ハ「ド・ゴール」政權トノ間ニ英國總理大臣

### 三 対インド施策

對獨、對内各方面向放送ヲナシ大ニ我宣傳上ニ貢獻スル處アリタリ

二、「ボース」主班ガ今次來朝中開陳セル意見及希望ノ大部分ハ軍事ニ關スルモノニシテ右ハ軍部トノ間ニ話合ヲ遂ゲラレタルモノト信ズル處同主班ハ帝國政府トノ關係ニ於テハ特ニ外交關係設定方ヲ熱望スル所アリタリ

三、抑々自由印度假政府ハ客年十月二十一日其成立ヲ見、帝

國政府ハ同廿三日之ヲ承認セルガ爾來同政府ハ順調ナル發達ヲ遂ゲ本春ノ印緬國境作戰ニハ同政府所屬ノ印度國民軍之ニ參戰シ相當ノ成績ヲ擧ゲタル趣ナルガ其後作戰上ノ必要ニ基キ同軍ノ後退ヲ見ルニ至リ自由印度假政府ハ印度人懷柔上將又對外宣傳上不利ナル地位ニ立ツコトトナレルヲ以テ「ボース」主班ハ右ノ軍事的守勢ヲ補フニ政治的攻勢ヲ以テセントシ之ガ一策トシテ帝國トノ外交關係設定案ヲ固持セル次第ナリ

四、尙「ボース」主班ノ懇望モアリ同主班滯京中ニ右ヲ決定シ對外宣傳上ニ之ヲ利用センガ爲本件公表ヲ急ギ過日情報局發表ヲ行ヒタル次第御諒承アリタシ

(備考)閣議ノ後又ハ前ニ大藏大臣ニ對シ何レ豫算ヲ事務的ニ折衝スヘキ旨念ヲ押シ置クコト

外ニ獨立セル外交代表ヲ派遣スルハ必ズシモ適當ナラズナルヲ以テ實際的見地ヨリスレハ大本營印度施策機關ノ項多ク從テ我方ニ於テ同政府ノ指導ニ當リ居ルハ大本營

對印進攻作戰實施前ヨリ既ニ惡化ノ一路ニ在リシ光機關ト

(付記三)

ト思料セラレタルニ付大本營側トモ充分連絡ノ上慎重考慮ノ結果今般帝國ト自由印度假政府トノ特殊的關係ニ即應シ且我軍事上ノ要請ニ反セザルガ如キ方法ニ依リ帝國政府ヨリ右假政府ニ對シ外交代表ヲ派遣スルコトトシ以テ「ボース」主班ノ熱望ニ副ハントスル帝國側ノ誠意ヲ示スト共ニ同假政府トノ協力關係ヲ一層緊密化シ併セテ對外宣傳上ノ效果ヲモ擧ゲムコトヲ期セル次第ナリ

五、右外交代表ハ帝國側ヨリ一方的ニ之ヲ派遣スルモノニシテ目下ノ處印度側ヨリノ代表者派遣ヲ豫想シアラズ且自由印度假政府ノ性格ニモ鑑ミ右ハ正常ノ外交關係樹立ヲ意味スルモノニ非ザルコト勿論ナリ

假政府及印度國民軍トノ關係ハ右作戦ノ失敗ニ依リテ捨收<sup>(マニ)</sup>

シ得ザル狀況ニ陷リ、壊滅ニ歸シタル印度國民軍ノ再建ノ問題、新事態ニ對處スル爲ノ對印工作ノ再検討ノ問題等重要ナル事項山積シオルニ不拘何等現地ニ於テ解決シ得ザル實情ナリシヲ以テ「ボース」氏ハ屢次來朝ノ希望ヲ表明セルモ陸軍就中現地陸軍機關ハ同氏ノ來朝ヲ喜バズ之ヲ阻止シタルモ、東條内閣退陣シ小磯内閣成立スルニ及ビ新内閣ト協議スル爲漸ク「ボース」氏ノ來朝ヲ見ルニ至リ一九四年十一月一日東京ニ到着セリ。

第三次來朝ノ際「ボース」氏ト大本營ノ間ニ印度國民軍ノ取扱ニ關シ覺書交換セラレタルガ其ノ内容ハ印度國民軍ノ帝國軍隊ニ對スル協力ノ際ニ於ケル指揮系統手續國民軍ノ兵力勞務協力印度國民軍ニ對スル兵器、器材、糧秣等ノ補給軍費貨與教育等ノ諸事項ニ瓦レルモ右ノ内我方ノ援助ニ關スル諸項目ハ事實上實施不可能ニ終レリ

然レドモ假政府ノ指導ハ軍事ニ關スルコト多キ故ヲ以テ軍側ニ於テハ引續キ假政府ノ指導接衝ニ當リ度キ意嚮ナリシ爲同公使ノ使命ハ純然タル儀禮的ノモノニ止マルコトトナレリ。之即チ當時十一月二十一日ノ最高戰爭指導會議ニ於テ左記ノ如キ報告アリタル所以ナリ<sup>(ナリ)</sup>

特ニ國民軍ノ兵力増強及裝備改善ノ問題ハ「ボース」ノ當初ヨリ熱心ニ主張セルトコロナルモ日本軍自身兵器不足及補給ノ困難ニ苦シミ居リタルヲ以テ遂ニ實現ヲ見ズ「ボース」氏ハ之ニ強キ不満ヲ有シ居リタリ

本件特派公使ハ右ノ如キ性質ナリシ爲假政府側ヨリ交換的ニ外交使節ノ派遣ヲ受クルコトニナリ居ラズ我方トシテハ正式ノ外交關係ノ設置ニハ非ル立前ヲ採リ居リタル次第ニシテ從テ本件公使ニ任セラレタル蜂谷公使ハ陛下ノ御信任狀ヲ携行セザリシモノナルガ他方「ボース」主席ハ我方ノ

公使特派ヲ以テ正式ノ外交關係開設ノ如ク解シ居リタル爲

御信任狀無キ公使ヲ接受シ得ズト主張シテ讓ラザリシ爲帝

國政府ニ於テハ御信任狀ニハ非ル國書ヲ準備シテ之カ提示  
方豫定シ居リタルモ右ニ至ラズシテ終戰ヲ見タリ

又光機關ノ改造ニ付テモ第二次來朝ノ際大本營ト「ボース」

氏間ニ一應話合纏リタルモ實施遷延シ屢次「ボース」氏ヨ

リ督促ヲ受ケタルガ終戰時ニ至ルモ尙解決ヲ見ルニ至ラザ

リキ

「ボース」氏ハ其ノ親支及親蘇的意見ヲ常ニ公然ト表明シ  
居リ第二次來朝ノ歸途南京ヘ立寄り其ノ代理トシテ祕書  
「ハッサン」大尉ヲ重慶ニ派遣セントセルモ實現ヲ見ルニ  
至ラズ又屢次獨ノ對蘇開戰ヲ難ズルガ如キ言葉ヲ洩シ居リ  
タルガ一九四四年半頃ヨリ獨逸ノ敗北必至ナリトノ見解ヲ  
抱キ第三次來朝ノ際重光外務大臣ニ對シ自由印度假政府ノ

對蘇接近ニ付意嚮ヲ敵キシモ同外相ハソ聯側ニ之ヲ受ケ容  
ルル可能性ナシトシテ反對セル經緯アリ「ボース」氏ハ結

局自己ノ發意ニ於テ在京蘇聯大使ニ對シ兩度ニ瓦リ書翰ヲ  
送リ面會ノ希望ヲ傳達セントセルモ第二回目ニ於テハ書翰ヲ

ノ受理ヲ拒否セラレタリ

其後戰局ノ惡化ト共ニ「ボース」氏ハ日蘇諒解促進ノ仲介  
者的ノ勞ヲ執ラントノ着想ヲ持スルニ至リ東鄉外相ニ諮詢  
來レルニ付外相ハ上海邊リニテ「タス」通信代表者ニ「ア  
プローチ」スルモ可ナラントノ意嚮ナリシモ「ボース」氏

ノ支那行不可能ナリシヲ以テ沙汰止トナレリ

終戰ニ際シ日本政府ニ於テハ「ボース」氏ニ於テ其ノ意嚮  
アラバ日本ニ來ルベキ旨申傳ヘタル處主席ハ右示唆ヲ容レ  
上京ノ途ニ上レルガ途中臺灣ニ於テ飛行機事故(離陸後五  
十米餘ニシテ「プロペラ」飛ビ去リ墜落大傷病院ニ於テ死  
去)ノ爲逝去スルニ至レリ。尙同主席ノ負傷ヨリ死ニ至ル  
迄ノ態度ハ勇敢剛強其ノモノニシテ人ヲシテ痛ク感激セシ  
メタリ